

平成27年4月28日施行  
平成27年8月31日変更  
平成28年4月1日変更  
平成28年7月11日変更  
平成28年10月18日変更  
平成29年4月1日変更

# 送配電等業務指針

電力広域の運営推進機関

## 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針

### 目 次

第1章	総則	1
第2章	需要想定	2
第3章	供給計画の取りまとめ等	4
第4章	電源入札等	7
第5章	調整力の確保	10
第6章	設備形成	12
第7章	系統アクセス	32
第8章	需給状況の監視のための計画提出	54
第9章	需給状況の悪化時の指示等	62
第10章	一般送配電事業者の系統運用等	63
第11章	地域間連系線の管理	76
第12章	作業停止計画の調整	89
第13章	系統情報の公表	95
第14章	需要者スイッチング支援	98
第15章	緊急時の対応	105
第16章	電力需給等に関する情報の提供	106
第17章	その他	107
附則		108
附則	(平成27年8月31日)	109
附則	(平成28年4月1日)	109
附則	(平成28年7月11日)	112
附則	(平成28年10月18日)	112
附則	(平成29年4月1日)	112

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この送配電等業務指針（以下「本指針」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第28条の40第3号及び第28条の45の規定に基づき、一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な事項等を定め、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 本指針で使用する用語は、本指針に特に定めるもののほか、法並びに法に基づいて規定された政令及び省令並びに電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の定款及び業務規程において使用する用語の例による。

### (期限の取扱い)

第3条 本指針において定める期限の末日が本機関の休業日であるときの取扱いは、業務規程の取扱いと同一とする。

## 第2章 需要想定

(供給区域需要の想定)

第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。

一 想定期間

ア 原則として、第1年度以降10年間

イ 第1年度の使用端電力量、送電端電力量及び最大需要電力は月別

二 想定対象

ア 需要電力量 使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量

イ 最大需要電力 送電端最大3日平均電力

2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。

3 一般送配電事業者は、第1項の供給区域需要の想定を提出する際は、本機関が定める様式により、その算定根拠を併せて提出しなければならない。

(供給区域需要の想定の検証)

第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気温等による影響量に関する情報を提出しなければならない。

一 前年度下期及び前年度の需要電力量 毎年6月末日

二 当年度上期の需要電力量 毎年11月末日

三 当年度の夏季最大需要電力 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、冬季最大需要電力に関する提出期限を毎年翌年度5月末日とする。

2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。但し、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。

3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。

4 一般送配電事業者は、次の各号に掲げるとおり、第2項の検証結果を本機

関が定める様式に基づき、提出する。

- 一 前年度の需要電力量に関する検証結果 毎年7月末日
  - 二 最大需要電力に関する検証結果 毎年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、毎年5月末日とする。
- 5 一般送配電事業者は、前項の検証結果等を供給区域需要の想定に反映しなければならない。

別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績

比較対象とする需要実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大3日平均電力（※）	前年度計画の第1年度

（※）冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。

（小売需要の想定）

第6条 小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。以下本章において同じ。）は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要（以下、本章において「小売需要」という。）の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。

- 2 小売電気事業者は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。

（小売需要の想定を検証）

第7条 小売電気事業者は、第5条第2項及び第3項に準じ、小売需要の実績と需要想定との差異について比較し、その差異について検証を行う。

- 2 小売電気事業者は、前項の検証結果を、小売需要の想定に反映するものとする。

### 第3章 供給計画の取りまとめ等

(供給計画の案の提出)

第8条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令に定める様式に準ずる様式により、供給計画の案を本機関に提出しなければならない。

- 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者 毎年2月10日
- 二 一般送配電事業者 毎年3月10日

2 電気事業者は、業務規程第26条第1項に基づき、本機関から供給計画の案の見直しの要請を受け、見直後の供給計画の案を提出する場合には、本機関に対し、見直しを行った箇所について説明しなければならない。

(供給計画の提出)

第9条 次の各号に掲げる電気事業者は、それぞれ当該各号に定める期限までに、経済産業省令で定めるところにより、供給計画を本機関に提出しなければならない。

- 一 送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者 毎年3月1日
- 二 一般送配電事業者 毎年3月25日

2 電気事業者は、本機関に提出した供給計画の案と供給計画との間に変更がある場合には、本機関に対し、変更箇所について説明しなければならない。

(年度途中で電気事業者となった者による供給計画の提出)

第10条 年度途中で電気事業者となった者は、電気事業者となった後遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、新たに電気事業者となった日を含む年度における供給計画を本機関に提出しなければならない。

(供給計画の変更)

第11条 電気事業者は、供給計画を変更した時は、供給計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。

(発電設備の廃止計画の提出)

第12条 発電事業者は、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止を決定した場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、本機関に提出しなければならない。

(供給計画の案の調整等における考慮事項)

第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
  - ア 供給計画における需要想定と業務規程第23条第1項に基づき提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度
  - イ 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度
  - ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。)に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が有るか否か
  - エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているか否か
  - オ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
  - カ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 二 発電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
  - ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点が有るか否か
  - イ 発電事業者の供給先である供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無
  - ウ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項
- 三 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)が提出した供給計画の案における考慮事項
  - ア 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度
  - イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が有るか否か
  - ウ 需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か
  - エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性
- 四 送電事業者及び特定送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項
  - ア 供給計画の案に記載された流通設備計画において設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性
  - イ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項

(需給バランス評価の方法)

第14条 業務規程第28条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する供給区域需要と、小売電気事業者の確保した供給力及び一般送配電事業者の調整力並びに発電事業者の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。

(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力)

第15条 電気事業者は、業務規程第26条第1項及び第28条第1項に基づき、提出した供給計画の案又は供給計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。

2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項に基づき、本機関から需給バランス評価にあたって、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。



## 第4章 電源入札等

(一般送配電事業者による電源入札等の検討の要請)

第16条 一般送配電事業者は、大規模な発電設備の計画外停止等により、需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれ、本機関による電源入札等以外の手段で需給状況を改善することが困難であると見込まれる場合は、本機関に対して、業務規程第35条第1項第2号に定める電源入札等の検討の要請を行うことができる。

(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)

第17条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 全国及び供給区域ごとの需給検証
- 二 会員の供給力等の確保状況
  - ア 小売電気事業者(特定送配電事業者を含み、全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下本項で同じ。)の供給力の確保状況
  - イ 発電事業者(全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)の発電用電気工作物の運転実績及び運転計画
  - ウ 一般送配電事業者の調整力の確保状況
- 三 小売電気事業者の需要実績及び需要想定
- 四 危機管理上の需給変動リスク分析
  - ア 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調達リスク
  - イ その他全国又は特定の供給区域の需給バランスに影響を与える事項

(電源入札等の基本要件の記載事項)

第18条 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 電源入札等を行う供給区域
- 二 電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容
- 三 電源入札等の対象となる電源(発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く)
- 四 電源入札等の対象となる電源が具備すべき周波数調整機能等の条件
- 五 電源維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間
- 六 電源入札等の方式

- 七 電源維持運用者となる条件
- 八 電源入札等補填金の支払条件
- 九 電気の販売に関する条件
- 十 電源入札等補填金の上限価格
- 十一 募集スケジュール
- 十二 その他電源入札等を実施するにあたり必要となる事項

(電源入札等の応募者の条件)

第19条 電気供給事業者（電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本章において同じ。）は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に基づく本機関の募集に対して応募することができる。

- 一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること
- 二 電源維持運用業務にかかる費用（電源入札補填金は除く。）を負担する意思及び能力があること
- 三 供給力を提供する期間において、継続的に供給力を提供する意思及び能力があること
- 四 電気事業法その他の法令が遵守できること
- 五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること

(電源入札等の応募者の指定)

第20条 業務規程第38条第2項に基づき本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた電気供給事業者は、特別な理由のない限り、電源入札等に応募しなければならない。

- 2 本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた場合で、電源入札等に応募できないときは、本機関に対し、応募できない理由を書面により説明しなければならない。

(電源維持運用者の募集の手順)

第21条 電源維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 電源入札等の開始の公表

本機関は、業務規程第36条第3項により電源入札等を開始した場合は、電源入札等の開始について公表する。

- 二 募集要領の策定・公表

本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等

補填金の支払条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要領を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要領の策定にあたっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。

### 三 説明会の開催

本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要領の説明会を開催する。

### 四 必要書類の提出

電源入札等へ応募する電気供給事業者は、募集要領に記載した期限までにおいて、応募価格等を記載した必要な書類を提出する。

(応募者の評価項目)

第22条 電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法律又は政省令への適合性
- 二 応募価格 上限価格に対する応募価格
- 三 技術的信頼性 計画外停止リスク、周波数調整機能等
- 四 事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の確実性
- 五 事業継続性 事業者の財務健全性、発電設備の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等
- 六 経済性 工事費（系統増強に係る工事費を含む）、燃料費、修繕費等
- 七 環境影響
- 八 その他募集要領で定める事項

(落札者の電源維持運用業務の報告)

第23条 電源維持運用者は、本機関が定めた期日において、定期的に、発電用電気工作物の新增設又は再起動に向けた工程、供給力の提供状況その他の本機関が定める電源維持運用業務の内容を報告しなければならない。

## 第5章 調整力の確保

(調整力の確保に関する計画及び実績の提出)

第24条 一般送配電事業者は、毎年度、本機関が定める様式により、翌年度の調整力の確保に関する計画を作成し、当該年度の開始前に、本機関に提出しなければならない。

2 前項の調整力の確保に関する計画には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 調整力の必要量
- 二 調整力の具体的内容
- 三 調整力を必要とする理由

3 一般送配電事業者は、毎年度、前年度における前項の計画に対する調整力の活用の実績を、本機関に提出しなければならない。

(調整力の確保)

第25条 一般送配電事業者は、系統運用(第150条に定める。)に必要な調整力を予め確保するよう努める。

2 一般送配電事業者が調整力を確保する際においては、業務規程第181条により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。

(調整力の公募等)

第26条 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募等の公平性かつ透明性が確保された手続により実施するものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。

(公募等の実施要領の作成)

第27条 一般送配電事業者は、調整力の公募等を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、公募スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募等の実施要領を策定し、公表する。

(公募等の手続)

第28条 一般送配電事業者は、策定した実施要領等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。

2 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、落札者の名称、当該落札者か

ら調達した調整力の要件その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。

(落札者との契約の締結)

第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要領又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。但し、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。

(公募の結果の公表)

第30条 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続が完了した場合には、その手続の結果を公表しなければならない。

## 第6章 設備形成

(広域系統整備委員会への協力)

第31条 電気供給事業者は、広域系統整備委員会の要請に基づき、広域系統整備委員会の運営に関して協力しなければならない。

(広域系統長期方針の記載事項)

第32条 広域系統長期方針においては、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 広域連系系統の整備に関する基本的な考え方
  - ア 全国の将来の電気の需給に関する事項
  - イ 全国の将来の広域連系系統のあり方に関する事項
- 二 広域連系系統の整備の基本的な考え方の検討に係る留意事項
  - ア 前号アの検討に際しての留意事項
    - (ア) 前年度までの電気の需給の状況
    - (イ) 社会的又は経済的事項の変化を踏まえた電気の需給の見通し
    - (ウ) 一般送配電事業者の供給区域の特性
  - イ 前号イの検討に際しての留意事項
    - (ア) 広域的な電力取引の環境整備の見通し
    - (イ) 大規模事故、災害等の発生時における供給信頼度
    - (ウ) 一般送配電事業者の供給区域の特性
    - (エ) 流通設備の経年情報、技術開発の進展その他の技術的情報
- 三 その他広域連系系統の整備及び更新の方向性に関する事項

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

- 一 安定供給に関する検討開始要件
  - ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（但し、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。）が発生した場合
  - イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合

## 二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

- ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う（以下、イ、ウ及びカにおいて同じ。）。
- イ 連系線の年間計画 連系線の年間計画において、運用容量に対する空容量が5%以下となる時間数が、年間計画を管理する対象の期間の総時間数の20%以上となった場合
- ウ 連系線の長期計画 連系線の長期計画において、運用容量に対する空容量が10%以下となる年度が、3年度以上となった場合
- エ 市場取引状況 卸電力取引所が運営するスポット取引において、過去1年間に市場分断処理（約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。）を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合
- オ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限（託送供給契約にしたがった発電の制限その他系統連系の前提となっている制限を除く。）が発生している事実が確認されたとき
- カ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者（但し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。）から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス（但し、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。）において定めた基本要件の増強容量を超過した場合
- キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から地内基幹送電線の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めた

とき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く

ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合

2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を控除の上、要件適合性を判定するものとする。

3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、広域系統整備委員会に報告するとともに公表する。

一 第1項第2号アからエ及びカの要件 四半期に1回

二 第1項第2号オの要件 年1回

4 本機関は、第1項第2号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する。

(広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者)

第34条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、広域系統整備に関する提起することができる。

一 安定供給に関する提起 一般送配電事業者であること

二 広域的取引の環境整備に関する提起 次のアからウを満たしていること

ア 既設の電源（但し、最大受電電力を増加させる場合を除く。）を用いた広域的な電力取引を希望していること

イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること

ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること

三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること

ア 設置しようとする電源（既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下本条において同じ。）により、広域的な電力取引を行おうとしていること

イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること（連系ができない旨の回答である場合を含む。）



- ウ 設置しようとする電源の出力の合計（但し、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。）が1万キロワット以上であること
  - エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること
- 2 複数の電気供給事業者は、共同で本機関に対し広域系統整備に関する提起を行うことができる。この場合、当該複数の電気供給事業者の希望する広域的な電力取引の量又は設置しようとする電源の出力の合計値に基づき、前項第2号イ及び第3号ウの要件の充足性を判断する。

（広域系統整備に関する提起等）

第35条 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、本機関に対して広域系統整備に関する提起を行わなければならない。

- 一 費用負担の意思及び財務的能力
  - 二 拡大を希望する広域的な電力取引量
  - 三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期
  - 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア
  - 五 その他本機関が必要と認める事項
- 2 広域系統整備に関する提起を行った電気供給事業者（以下「検討提起者」という。）は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。
- 一 広域系統整備に関する提起の取下げ
  - 二 検討提起者の地位の承継（但し、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）
  - 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少
  - 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ
  - 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事項の変更

（電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続）

第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げ

る場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

- 一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要性があると認められること
- 二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと
  - ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること
  - イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること
  - ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること

(国の要請に基づく計画策定プロセスの開始手続)

第37条 本機関は、国から広域系統整備に関する検討の要請を受けた場合に、業務規程第51条第3号に基づき、計画策定プロセスを開始するものとする。

(計画策定プロセスの進め方の決定)

第38条 本機関は、次の各号に掲げる事項の確認及び検討の上、計画策定プロセスの進め方を決定するものとする。

- 一 他の案件との照合確認
    - ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(但し、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度
    - イ 検討中又は検討予定の案件との照合確認 新規検討案件と、現在、計画策定プロセスにより検討を行っている又は検討を行おうとしている他の案件との間の検討開始の理由又は内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該他の案件とは別に広域系統整備の検討を行う必要性
  - 二 計画策定プロセスの継続の必要性 前号ア及びイの確認結果その他計画策定プロセスを継続する必要性に関する事項
  - 三 検討スケジュール 計画策定プロセスの進め方の決定から業務規程第60条に基づく広域系統整備計画の決定までの期間
- 2 計画策定プロセスの標準検討期間は、次の各号に掲げる期間とする。
- 一 実施案及び事業実施主体の募集を行う場合 18か月

- 二 実施案及び事業実施主体の募集を行わない場合 12か月
- 3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第55条第1項に掲げる事項を当該電気事業者に書面で通知する。
- 4 本機関は、前項の検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性がないと判断した場合において、その理由が、検討中又は検討予定の案件との照合確認の結果、新規検討案件を他の案件と併せて検討を行うことが適当であると認めたことであるときは、当該他の案件の検討において、新規検討案件の検討開始の理由及び内容を考慮するものとする。

(基本要件等の決定)

第39条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。

- 一 広域系統整備に代わる代替的な方策(電源の新增設、既設電源の供給力の増加等)
  - 二 広域系統整備に要する費用
  - 三 広域系統整備による電気の安定供給に与える影響
  - 四 広域系統整備による電力取引の活性化への寄与の有無及びその程度
  - 五 広域系統整備による再生可能エネルギー電源導入への寄与の有無及びその程度
  - 六 その他広域系統整備による社会的な便益に与える影響
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備を行う必要があると判断した場合には、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を定める。
- 一 検討提起者の意見(第40条第2号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る)
  - 二 国の要請の内容(第40条第3号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る)
  - 三 関係する電気供給事業者及び受益者の候補者の意見
- 3 広域系統整備の基本要件の記載事項は次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 増強の目的及び期待される効果
  - 二 必要な増強容量
  - 三 広域系統整備が必要となる時期
  - 四 広域系統整備の方策(工事概要、概略ルート、概算工事費、概略所要工期)

等)

## 五 今後のスケジュール

(電気供給事業者の募集及び応募等の手続)

第40条 本機関は、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲の検討に際し、増強ニーズの探索、増強容量の検討その他の目的から必要であると認める場合は、業務規程第57条に基づき、検討提起者以外で、広域的な電力取引により、当該計画策定プロセスの検討の対象となる流通設備の利用を拡大しようとする電気供給事業者を募集する。

2 電気供給事業者は、広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有している場合に限り、前項の募集に対して、応募することができる。

3 電気供給事業者は、本機関が定め公表する様式に基づいて、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、第1項の募集に対する応募を行わなければならない。

- 一 費用負担の意思及び財務的能力
- 二 拡大を希望する広域的な電力取引量
- 三 広域的な電力取引の拡大を希望する時期
- 四 供給先として希望する一般送配電事業者の供給エリア
- 五 その他本機関が必要と認める事項

4 募集に応じた電気供給事業者（以下「応募事業者」という。）のうち電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者であって、接続検討の申込みを行っていない者については、本機関への応募後、速やかに、接続検討の申込みを行わなければならない。当該電気供給事業者が応募後1か月以内に接続検討の申込みを行わない場合には、当該応募はなかったものとして取り扱う。

5 応募事業者は、本機関が業務規程第59条に基づき受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、合理的な理由が認められる場合に限り、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- 一 広域系統整備に関する応募の取下げ
- 二 応募者の地位の承継（但し、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。）
- 三 拡大を希望する広域的な電力取引の量の減少
- 四 電力取引の拡大を希望する時期の繰り延べ
- 五 その他本機関が計画策定プロセスに影響を与えないと判断した軽微な事

## 項の変更

### (実施案等の募集の要否の決定)

第41条 本機関は、広域系統整備の基本要件を決定する際に、広域系統整備委員会の意見を踏まえ、実施案及び事業実施主体の募集を行うか否かを決定する。

### (実施案等の応募資格者)

第42条 実施案及び事業実施主体の募集に対する応募資格者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般送配電事業者
- 二 送電事業者
- 三 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者(新たに設立する法人により当該許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする。)であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

### (実施案等の募集の実施)

第43条 本機関は、第41条に基づき実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合は、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。

#### 一 実施案募集の公表

本機関は、実施案の募集を決定したことを公表する。

#### 二 公募要領の策定・公表

本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要領を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要領の策定にあたっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。

#### 三 応募意思の確認

実施案の応募の意思を有する事業者は、公募要領に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。

#### 四 応募資格の審査

本機関は、前号により応募意思を表明した事業者について、前条の応募

資格者に該当すること及びその他公募要領で定める応募資格を満たすことを確認する。

#### 五 応募意思を有する事業者が不在の場合の対応

本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合、実施案の募集を取り止める。この場合、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。

#### 六 説明会の開催

本機関は、必要に応じ、有資格事業者を対象とした公募要領の説明会を開催する。

#### 七 応募に必要な情報の提供

本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のア～キに掲げる情報の提供の依頼があった場合は、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。

ア 送電系統図（送電線経過図、給電系統図等）

イ 既設電気所の概要（単線結線図、機器配置平面図等）

ウ 設備の諸データ（電圧、設備／運用容量、インピーダンス等）

エ 予想潮流図

オ 系統解析用データ（熱容量、同期安定性、電圧安定性、短絡容量等）

カ 広域機関が基本要件の検討において解析を行ったデータ

キ その他実施案の作成に必要な技術的な情報

#### 八 実施案の提出

有資格事業者は、実施案を提出する場合は、第2号の公募要領に記載した提出期限までに本機関に提出する。なお、本機関は、有資格応募者から一切の応募が無かった場合は、第5号に準じ、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。

(実施案の募集を行わない場合の手続)

第44条 本機関は、実施案の募集を行うことが合理的でないと認める場合は、その理由を踏まえ、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、有資格事業者の中から実施案の提出を求める事業者を決定する。

2 前項に基づき実施案の提出を求められた事業者は、本機関が定める期限までに、実施案を策定し、本機関に提出しなければならない。

(実施案の応募等)

第45条 本機関に対して実施案を提出しようとする事業者(以下「事業実施主体候補者」という。)は、本機関が策定した公募要領にしたがって、実施案を策定し、提出しなければならない。

2 事業実施主体候補者は、実施案の内容に他の電気供給事業者が維持・運用する既設の電力設備(以下「他者設備」という。)の増強、改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、実施案の策定に際し、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、実施案の他者設備に与える影響の有無及びその内容を確認しなければならない。

(実施案及び事業実施主体の評価方法)

第46条 本機関は、次の各号に掲げる評価項目について、実施案及び事業実施主体の評価を行う。

一 公募要領等への適合性 必要な増強容量の確保、増強の完了時期、電力系統性能基準(第61条に定める。以下同じ。)の充足性、法令又は政省令への適合性等

二 経済性 工事費、流通設備の維持・運用費用、送電損失等

三 系統の安定性 電力系統の運用に関する柔軟性の向上、事故発生時のリスク等

四 対策の効果 安定供給への寄与、電力取引の活性化、再生可能エネルギー電源の導入拡大等

五 事業実現性 事業者の流通設備の建設(用地取得を含む。)に関する経験、用地取得のリスク、工事の難易度等

六 事業継続性 事業者の財務的健全性、事業者の流通設備の維持・運用に関する経験、保守・運用の体制等

七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項

2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行

うために必要であると認めた場合は、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。但し、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。

- 3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。但し、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められた場合はこの限りでない。
- 4 本機関は、他者設備の増強・改造等を含む場合若しくはその可能性が認められる場合、又は、当該実施案の内容が他者設備の維持・運用に影響を与える可能性が認められる場合は、他者設備を維持・運用する電気供給事業者に対し、次の各号に掲げる事項を確認する。
  - 一 既設の電力設備の増強・改造等の有無に関する検討方法及び結果の妥当性
  - 二 既設の電力設備の増強・改造等の内容及び概算費用(既設の電力設備の増強・改造等を含む場合に限る。)の妥当性
  - 三 既設の電力設備の維持・運用への影響の有無(影響が有る場合はその対策)

(費用負担割合の決定)

- 第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、別表6-1に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。
- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者(以下「費用負担候補者」という。)に対して検討結果を示し、広域系統整備委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。
  - 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。
  - 4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第35条第2項又は第40条第5項により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に準じ、再度、費用負担割合を検討する。



別表6-1 広域系統整備の効果と受益者（費用負担者）に関する考え方の例（※）

	広域系統整備の効果	受益者（費用負担者）	
一般負担部分 における受益 者と費用負担 者の例	流通設備事故時における周波数の安定性の向上	・周波数安定性が向上する供給区域の需要者	受益を得る需要者が存する供給区域の一般送配電事業者で分担
	大規模災害によって特定の供給区域における供給力の不足が発生した場合における、広域的な供給力の確保	・広域的な供給力の確保が可能になる供給区域の需要者	
	送電線のルートを複数化することにより、送電線の1ルートが断絶した場合に周波数維持のために発生する需要の遮断の回避	・需要の遮断が回避される供給区域の需要者	
	連系線を通じた電力の融通を見込むことによる特定の供給区域において確保すべき予備力の削減	・供給区域内に確保する予備力を削減できる供給区域の需要者	
	電圧を安定させる装置等の設置による電圧安定性の確保	・電圧安定性が確保される供給区域の需要者	
	卸電力取引所における供給区域間の約定価格差の解消又は減少	・約定価格が高い供給区域の需要者 ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者（但し、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。）	
特定負担部分 における受益 者と費用負担 者の例	個別の安定的な電力取引の確保	・当該の個別の電力取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	当該の個別の電力取引を行う事業者
	他の供給区域に電気を供給する電源設置の制約の解消	・当該の電源の設置に伴う広域的な取引により裨益する事業者（電力系統の状況に応じ、安定供給や広域的な電力取引の活性化の観点を考慮する。）	当該の電源を設置する者又は当該の電源から受電する者

※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案のうえ、受益者を決定する。

(費用負担割合の検討結果に不服がある場合)

第48条 前条第3項による通知内容(前条第4項なお書に基づく再検討後のものを含む。)に不服がある費用負担候補者は、本機関に対して、不服の内容及び理由を明らかにした上で、費用負担割合の再検討を要請することができる。

2 本機関は、費用負担割合の再検討の要請を受けた場合、広域系統整備委員会において不服の内容及び理由を踏まえ、業務規程第59条及び前条に準じた再検討を行い、その結果を通知する。

(広域系統整備計画の内容)

第49条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 流通設備の増強の必要性及び代替案との比較の考え方
- 二 増強する流通設備の容量及びその考え方
- 三 流通設備の増強の方法(増強又は新設の別、概略ルート)及びその考え方
- 四 概略工事費及びその考え方
- 五 流通設備の増強の完了時期
- 六 実施案及び事業実施主体の選定結果
- 七 受益者及びその考え方
- 八 増強費用の負担割合及びその考え方
- 九 その他広域連系系統の整備に関する事項

(計画策定プロセスの延長時の扱い)

第50条 本機関は、計画策定プロセスの進め方に定めたスケジュール内に広域系統整備計画の決定ができない場合は、当該スケジュール内に、新たなスケジュールを決定するとともに、中間報告を作成し、新たなスケジュール及び中間報告を公表する。

2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。

(計画策定プロセスの終了)

第51条 本機関は、広域系統整備計画の策定が完了した場合のほか、次の各号に掲げるときは、計画策定プロセスを終了する。

- 一 第38条第1項に基づき、計画策定プロセスを継続する必要性がないと決定した場合

- 二 第39条第1項の検討の結果、広域系統整備を行う必要性がないと判断し、広域系統整備の基本要件及び受益者の範囲を決定しなかった場合
  - 三 全ての費用負担候補者が費用負担の意思がないことを明らかにした場合
  - 四 その他広域系統整備委員会の検討に基づき、広域系統整備計画の策定を行うことが困難であると認められる場合
- 2 本機関は、前項第3号又は第4号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、第39条から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。
- 3 本機関は、計画策定プロセスを終了する場合には、検討提起者又は業務規程第51条第3号に基づく検討の要請者、応募事業者及び費用負担候補者の意見を聴取しなければならない。

(他者設備の対策)

第52条 他者設備を維持・運用する電気供給事業者は、広域系統整備計画の内容に当該他者設備の建設、維持及び運用が含まれる場合においては、事業実施主体の求めに応じ、広域系統整備計画の実現のために、必要となる工事の実施、工事後の設備の維持、運用その他の必要な協力をしなければならない。

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
  - 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報
- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。

(流通設備の整備の検討の開始)

第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備（但し、連系線を除く。以下、本節において同じ。）の整備に関する検討を開始する。

- 一 発電設備等又は需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合
- 二 需要の動向、電源の新增設、電源の広域的な利用、電源の廃止等によって、既設設備の最大限の活用を図っても電力系統が電力系統性能基準を充足できなくなると予想される場合

- 三 既設の流通設備における送電損失や維持費用等のコストが大きく、流通設備の増強等を行うことに経済合理性が認められる場合
- 四 その他電気の安定供給の確保、品質の維持、広域的な系統利用の円滑化、経済合理性等の観点から流通設備の整備を行うことが合理的と考えられる場合

(流通設備の整備計画の策定)

第55条 一般送配電事業者は、広域系統長期方針を基礎としつつ、次の各号に掲げる事項(将来の見通しに係る事項については、その蓋然性も含む。)を考慮の上、増強に経済合理性が認められる合理的な流通設備の整備計画を策定する。

- 一 需要の見通し(節電及びデマンドリスポンスの見通しを含む。)
- 二 電源の開発計画
- 三 流通設備の更新計画
- 四 系統アクセス業務の状況
- 五 送電系統(連系線を除く。)への電源の連系等に制約が生じている地域の状況
- 六 連系線の運用容量に制約を与えている流通設備(連系線を除く。)の状況
- 七 電力系統性能基準の充足性
- 八 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号)その他の法令又は政省令による制約
- 九 広域系統長期方針、広域系統整備計画その他の将来の計画との整合性
- 十 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用(工事費、維持・運用費用、送配電損失を含む。)
- 十一 流通設備の整備が電力系統の安定性に与える影響(電力系統の運用に関する柔軟性の向上、工事実施時の作業停止による電気の供給信頼度への影響を含む。)
- 十二 自然現象(雷、土砂災害、津波、洪水等)等により流通設備に故障が発生するリスク
- 十三 工事の実現性(用地取得のリスク、工事の難易度を含む。)
- 十四 流通設備の保守(流通設備の故障発生時の対応を含む。)の容易性
- 十五 電力品質への影響
- 十六 その他合理的な流通設備の形成・維持・運用のために必要な事項

(流通設備の整備の完了時期)

第56条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を考慮し、流通設備の

整備の完了までに要する期間を見込んだ上で、整備が必要となる時期までに整備を完了するよう努める。

- 一 電気事業法（昭和39年法律第170号）その他の法令に基づく手続に必要となる期間
- 二 用地の取得に要する期間
- 三 資機材の調達に要する期間
- 四 電力設備の作業停止、自然条件その他の工事の実施に関する制約
- 五 流通設備の整備の実現性及び経済性等に影響を与える可能性がある他の工事（公共事業等の他の者が行う工事を含む。）と協調して工事を行う必要性
- 六 流通設備の整備が大規模又は広範囲に及ぶ場合において、設計・施工等の能力を確保する観点から、段階的に流通設備の整備を行う必要性
- 七 その他流通設備の整備を実施するために必要となる期間

（流通設備の整備の前提となる諸条件）

第57条 流通設備の整備の前提となる諸条件は、原則として、次の各号に掲げる考え方に基づいて決定する。

- 一 電気方式
  - ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。但し、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。
  - イ 低圧の場合 交流三相3線式、交流三相4線式、交流単相3線式又は交流単相2線式とする。
- 二 標準周波数 50ヘルツ又は60ヘルツとする。
- 三 電圧階級 既設設備との整合性並びに需要及び電源の規模を考慮の上、決定する。
- 四 中性点接地方式
  - ア 電圧が17万ボルト以上の交流系統 直接接地方式とする。
  - イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。但し、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。
- 五 回線数
  - ア 特別高圧の電線路
    - （ア）次の（イ）から（エ）以外の場合 2回線とする。

(イ) 機器装置の単一故障時に供給支障や発電支障（電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制（第64条第2項第2号イに定める）をいう。以下同じ。）の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。

(ウ) 配電線路（契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。）1回線とする。

(エ) スポットネットワークによる供給方式を採用する場合及び地中送電系統において多端子ユニット方式を採用する場合 3回線とする。

イ 高圧の電線路 1回線とする。

六 送電線路の端子数 系統故障時に発生する供給支障又は発電支障の影響、作業停止の容易性、保護方式による制約、経済性等を考慮の上、整備の際の端子数及び運用時に遮断器を開放せず併用する端子数を決定する。

七 短絡・地絡故障電流の許容値 一般送配電事業者が定めた電圧階級ごとの許容最大値を超えない範囲で決定する。

八 変電所及び開閉所の母線方式 供給信頼度、系統運用の柔軟性、運転保守及び経済性を考慮の上、決定する。

九 系統保護方式 電圧階級、系統構成（第151条に定める。以下同じ。）、中性点接地方式、既設系統保護方式との整合性等を考慮の上、決定する。

（流通設備の規模の考え方）

第58条 流通設備の規模（電線の太さ、変圧器の容量等）については、次の各号に掲げる事項を考慮の上、決定する。

一 需要及び電源の動向、将来の系統構成その他将来の見通し

二 短絡・地絡故障電流の大きさ、電力系統の安定性、機器の電力系統への電氣的な接続時又は電力系統からの電氣的な切り離し時に発生する電圧変動の抑制、潮流による電圧降下その他技術上考慮すべき事項

三 流通設備の整備により発生、増加又は減少する費用（工事費用、維持・運用費用、送配電損失を含む。）

（送配電線の形態及びルートの考え方）

第59条 送配電線の形態及びルートは、次の各号に掲げる考え方に基づき、決定する。

一 送電線の形態 架空送電線とする。但し、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。

二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月2

3日法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は国が定める無電柱化に係るガイドラインに沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。

三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決

ア 将来の見通し 将来の系統構成、需要分布の動向等

イ 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波や地滑り等の各種災害の影響等

ウ 工事・保守面 工事の難易度、設備保守の容易性等

エ 経済性 建設工事費等

オ 都市計画等との整合性 都市計画法(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく都市計画、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年4月1日法律第81号)に基づく共同溝整備計画、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)に基づく電線共同溝整備計画との整合性

カ 技術面 敷設ルートが同じ他の地中送配電線の送電容量への影響等

(変電所及び開閉所の設置場所の考え方)

第60条 変電所及び開閉所の設置場所については、次の各号に掲げる事項を考慮の上、長期にわたり効率的に電力供給が可能となる地点とする。

一 将来の見通し 将来の系統構成、需要分布の動向等

二 設計面 送配電線の変電所又は開閉所への引込みの難易度、型式(屋外式、屋内式、地下式等)及びそれに応じた所要面積等

三 用地・環境面 自然条件、社会環境との調和、用地取得の難易度、津波や洪水等の各種災害の影響等

四 工事・保守面 重量が大きい機器の搬出入等

五 経済性 建設工事費等

(電力系統の性能に関する基準)

第61条 一般送配電事業者は、流通設備の設備形成を行う場合は、供給支障及び発電支障の発生を抑制又は防止するため、電力系統が第63条から第65条に定める基準(以下「電力系統性能基準」という。)を充足するよう設備形成を行わなければならない。

(電力系統性能基準への充足性の評価における前提条件)

第62条 電力系統性能基準への充足性の評価は、流通設備の設備形成が完了した状態において、通常想定される範囲内で評価結果が最も過酷になる電源構成、発電出力、需要、系統構成等を前提に、これを行う。

(設備健全時の基準)

第63条 電力設備が健全に運用されている状態において、電力系統が充足すべき性能の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと
- 二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること
  - ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること
  - イ 電圧安定性が維持されること
- 三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性が維持されること

(電力設備の単一故障発生時の基準)

第64条 送配電線1回線、変圧器1台、発電機1台その他の電力設備の単一故障(以下「N-1故障」という。)の発生時において、電力系統が充足すべき性能の基準は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 熱容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量(流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。)を超過しないこと
  - 二 電圧安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧安定性が維持されること
  - 三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電機の同期運転の安定性が維持されること
- 2 前項に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。
- 一 供給支障が発生しない場合、又は、供給支障が発生する場合であっても、供給支障の社会的影響が限定的である場合(1回線の配電線路から電気の供給を受ける需要場所において、当該配電線路のN-1故障により供給支障が発生する場合を含む。)
  - 二 発電支障が発生しない場合、又は、発電支障が発生する場合であり、次に掲げる事項を満たすとき



- ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定的であること
- イ 発電抑制（給電指令（第189条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電氣的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）
- ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくないこと

（短絡等の故障発生時の基準）

第65条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。但し、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時においても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。

（電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障発生時の対策）

第66条 本機関又は一般送配電事業者は、送配電線、変圧器、発電機その他の電力設備の2箇所同時喪失を伴う故障が発生した場合において、当該故障に伴う供給支障及び発電支障の規模や電力系統の安定性に対する影響を考慮し、社会的影響が大きいと懸念される場合には、これを軽減するための対策の実施について検討する。

（送電事業者が流通設備の整備を行う場合）

第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。但し、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。

（詳細事項の公表）

第68条 一般送配電事業者は、第54条から第66条の考え方にに基づき、流通設備の整備に関する詳細事項を定め、公表するものとする。

## 第7章 系統アクセス

### 第1節 系統アクセス業務

#### 第1款 総則

(系統アクセス業務の実施)

第69条 一般送配電事業者は、送電系統への発電設備等（送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、第4款を除き、本章において同じ。）及び需要設備の連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等の受付、検討、回答等の業務を行う。

(申込みの窓口)

第70条 系統連系希望者は、次の各号に掲げる一般送配電事業者に対して、系統アクセスの申込みを行う。

- 一 発電設備等に関する系統アクセス業務 連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者
- 二 需要設備に関する系統アクセス業務 需要設備の存する供給区域の一般送配電事業者

(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)

第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。

(系統情報の提示)

第72条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統情報の閲覧及び説明の要請があった場合は、系統情報ガイドラインに基づき、速やかにかつ誠実にこれに応じるものとする。

- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から要請があった場合は、系統図上において、連系等を希望する発電設備等又は需要設備の接続先の候補となり得る流通設備の位置及び当該発電設備等又は需要設備の設置地点周辺における流通設備の状況等が把握できるものを提示し、系統連系希望者の求めに応じ説明する。

- 3 一般送配電事業者は、第245条第1項に基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。

## 第2款 発電設備等に関する系統アクセス業務

### (事前相談の申込み)

第73条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、接続検討の申込み在先立ち、事前相談の申込みを行うことができる。

### (事前相談の申込みの受付)

第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。

- 2 一般送配電事業者は、事前相談の申込みを受け付けた場合は、第78条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

### (特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)

第75条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から事前相談の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、事前相談を受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。

- 2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
- 3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに事前相談の回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告(延長後の回答予定日を含む。)し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

(事前相談の申込みに対する検討)

第76条 一般送配電事業者は、事前相談の申込みの受付後、事前相談の回答に必要となる事項について検討を実施する。

(事前相談の回答)

第77条 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。

一 希望受電電圧が特別高圧である場合

ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、本号において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力

イ 想定する連系点から発電設備等の設置場所までの直線距離

二 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在する送電系統の場合

ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力

イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以下、本号において同じ。）の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力

ウ 想定する連系点から連系を予定する配電用変電所までの既設高圧流通設備の線路互長

三 希望受電電圧が高圧であって、配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合

ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、高圧流通設備の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、高圧流通設備の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力

イ 想定する連系点から始点となる電気所までの既設高圧流通設備の線路互長

2 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方にに基づき、標準化された電源線敷設の単

価及び工期の目安を提示する。

(事前相談の回答期間)

第78条 一般送配電事業者は、事前相談の回答を、原則として、事前相談の申込みの受付日から1か月以内に行うものとする。

(接続検討の申込み)

第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合においては、契約申込みに先立ち、接続検討の申込みを行わなければならない。

一 発電設備等を新設又は増設する場合

二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、本条及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。但し、次のア又はイに該当するときは除く。

ア 接続検討申込書の記載事項に変更が生じないとき

イ 次条に基づき、一般送配電事業者が接続検討を不要と判断したとき

三 発電設備等の運用の変更又は発電設備等の設置場所における需要の減少等に伴って送電系統への電力の流入量が増加する場合

四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)

2 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。

(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)

第80条 系統連系希望者は、発電設備等の変更を行う場合において、次の各号に該当するときは、連系等を希望する発電設備等の連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者に対し、接続検討の要否を確認することができる。

一 最大受電電力の変更がないとき

二 最大受電電力が減少するとき

三 受電設備、変圧器、保護装置、通信設備その他の付帯設備を変更するとき

四 その他発電設備等の変更の内容が軽微である場合

2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電

事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。

- 3 一般送配電事業者は、接続検討の要否確認を受けた場合において、接続検討の要否について検討を行う。この場合、一般送配電事業者は、発電設備等の変更に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるときに限り、接続検討を不要とすることができる。
- 4 一般送配電事業者は、前項の検討完了後速やかに、接続検討の要否確認を行った系統連系希望者に対して、確認結果を通知する。
- 5 系統連系希望者は、接続検討の要否の確認を行った場合は、一般送配電事業者の求めに応じ、必要な情報を提供しなければならない。

(接続検討の申込みの受付)

- 第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも接続検討の申込みに対する検討を実施することができる場合には、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。
  - 3 一般送配電事業者は、接続検討の申込みを受け付けた場合は、第86条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
  - 4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)

- 第82条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から接続検討の申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、接続検討を受け付け

た旨、受付日及び回答予定日を報告する。

- 2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
- 3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告（延長後の回答予定日を含む。）し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

#### （接続検討の検討料）

第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。

- 2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。

#### （接続検討の申込みに対する検討）

第84条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みの受付後、接続検討の回答に必要となる事項について検討を実施する。

- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

#### （接続検討の回答）

第85条 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。

- 一 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由）
- 二 系統連系工事の概要（系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等）
- 三 概算工事費（内訳を含む）及び算定根拠

- 四 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠
  - 五 所要工期
  - 六 系統連系希望者に必要な対策
  - 七 接続検討の前提条件（検討に用いた系統関連データ）
  - 八 運用上の制約（制約の根拠を含む）
- 2 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が以下の条件に該当する場合には、前項の接続検討の回答書に、次の各号に記載する内容を明示しなければならない。
- 一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合 業務規程第72条第3項第1号に掲げる内容
  - 二 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が業務規程第76条に定める規模以上となる場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容
- 3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合は、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。
- 4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合は、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。

（接続検討の回答期間）

- 第86条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。
- 一 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等（但し、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。）の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月
  - 二 前号に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月

（発電設備等に関する契約申込み）

- 第87条 発電設備等と送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、契約申込みを行わなければならない。
- 2 系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、同号に掲げる



とおり、発電設備等に関する契約申込みの取下げ又は申込内容の変更を行わなければならない。

- 一 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ
- 二 発電設備等の建設工程の変更、用地事情、法令、事業計画の変更等により、契約申込みの内容が変更となった場合 契約申込みの内容変更

(発電設備等に関する契約申込みの受付)

第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。

- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも発電設備等に関する契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。
- 3 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。
- 4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

第89条 前条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めるものとする。

- 一 系統連系希望者が接続検討の申込みを行っていない場合(接続検討の申込みを行い、接続検討の回答を受領していない場合を含む。)

- 二 発電設備等に関する契約申込みの内容が接続検討の回答内容を反映していない場合
  - 三 接続検討の回答後、他の系統連系希望者に対して送電系統の容量を確保したことによって送電系統の状況が変化した場合等、接続検討の前提となる事実関係に変動がある場合
- 2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。
  - 3 第1項第2号及び第3号にかかわらず、一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの内容と接続検討の回答内容の差異又は接続検討の前提となる事実関係の変動が契約申込みに伴う技術検討の内容に影響を与えないことが明らかであると認める場合は、発電設備等に関する契約申込みを受け付けることができる。

(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)

- 第90条 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、発電設備等に関する契約申込みを受け付けた旨、受付日及び回答予定日を報告する。
- 2 一般送配電事業者は、前項の申込みに対する回答を行った場合には、回答後速やかに、本機関に対し、回答概要及び回答日を報告する。
  - 3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告（延長後の回答予定日を含む。）し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

- 第91条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに当該契約申込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。
  - 3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行

うものとし、前項による通知の受領前に行った回答は無効とする。

(送電系統の暫定的な容量確保)

第92条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(但し、連系線は除く。以下、本条において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の容量を確保する。但し、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。

(暫定的な容量確保の特例)

第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、第95条及び第96条の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的な容量を確保する。

(送電系統の容量確保の取消し)

第94条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、前2条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みにおける最大受電電力を減少する旨の変更を行った場合(契約申込みを取り下げた場合を含む。)
- 二 一般送配電事業者が、第96条の回答において、系統連系希望者が希望する連系等を承諾できない旨の回答を行った場合
- 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となった場合
- 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要がある場合
- 五 その他系統連系希望者が、発電設備等に関する契約申込みの回答に必要な情報を提供しない場合等、不当に送電系統の容量を確保していると判断される場合

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)

第95条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、第84条第1項に準じ、当該契約申込みに対する検討を実施する。

- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、

前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(発電設備等に関する契約申込みの回答)

第96条 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。

2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った発電設備等に関する契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。

(送電系統の容量の確定)

第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答（以下「連系承諾」という。）である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。

2 一般送配電事業者は、第105条に基づき連系承諾後に連系等を拒んだ場合には、前項によって確定した送電系統の容量を取り消す。

(発電設備等に関する契約申込みの回答期間)

第98条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。

- 一 系統連系希望者が低圧の送電系統への連系等を希望する場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から1か月
- 二 前号に該当しない場合 契約申込みの受付日から6か月又は系統連系希望者と合意した期間

(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)

第99条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合には、系統連系希望者に対し、差異が生じた旨及びその理由を説明しなければならない。

2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結

果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。但し、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。

- 3 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、発電設備等に関する契約申込みに対する再検討が必要と認めるときは、再度、第95条第1項の検討を行い、その結果を本機関に報告する。
- 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項但書により回答を行っている場合は、この限りでない。

(同時申込み)

第100条 第89条第1項第1号にかかわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という。)。但し、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から同時申込みを受け付けた場合は、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に速やかに通知する。
  - 一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月
  - 二 前号に掲げる以外の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月又は系統連系希望者と合意した期間
- 3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。
- 4 一般送配電事業者は、第2項に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に発電設備等に関する契約申込みの回答を行うよう努めなければならない。

(同時申込みの場合における意思表示書の提出等)

- 第101条 同時申込みを行った系統連系希望者は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、一般送配電事業者に対して、書面をもって、発電設備等に関する契約申込みを継続する旨の意思の表明(以下「意思表示」という。)又は契約申込みの取下げを行わなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、意思表示に関する書面(以下「意思表示書」という。)を受領した場合には、意思表示書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表示を受け付ける。但し、意思表示書に不備がある場合には、意思表示書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表示の受付を行う。
- 3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から意思表示を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、意思表示を受け付けた旨及び受付日を報告する。
- 4 一般送配電事業者は、系統連系希望者からの意思表示を受け付けた後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、意思表示の受付前に行った契約申込みの回答は無効とする。
- 5 同時申込みを行った系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月以内に意思表示を行わない場合には、意思表示が行われなかった契約申込みを取り下げたものとみなす。

(同時申込みの場合における本指針の適用)

- 第102条 系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第89条、第91条から第94条の規定においては、「発電設備等に関する契約申込み」を「意思表示」、「申込書類」を「意思表示書」と読み替えて適用し、第91条第3項、第94条第5号、第96条及び第99条の規定に関しては、「発電設備等に関する契約申込み」を「意思表示を受け付けた発電設備等に関する契約申込み」と読み替えて適用する。
- 2 系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第88条第3項及び第4項並びに第98条は適用しない。

(工事費負担金契約の締結等)

- 第103条 系統連系希望者は、連系承諾後、速やかに、工事費負担金の額、工事費負担金の支払条件その他連系等に必要な工事に関する必要事項を定めた契約(以下「工事費負担金契約」という。)を締結しなければならない。
- 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連

系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。

- 3 一般送配電事業者は、前項但書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。

(連系等の実施)

第104条 系統連系希望者と一般送配電事業者は、連系等の開始までに、連系等に関する諸条件を協議の上、決定し、送電系統への発電設備等の連系等を行う。

(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)

第105条 一般送配電事業者は、連系承諾後、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由がなければ、連系等を拒んではならない。

- 一 接続契約が解除等によって終了した場合
- 二 系統連系希望者が、連系承諾後、工事費負担金の金額等に照らし、通常、工事費負担金契約の締結に必要と考えられる期間を超えて、工事費負担金契約を締結しない場合
- 三 系統連系希望者が工事費負担金契約に定められた期日までに工事費負担金を支払わない場合
- 四 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合
- 五 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更（但し、軽微な変更は除く。）する必要がある場合
- 六 その他連系承諾後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系承諾後に連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合

- 2 一般送配電事業者は、前項に基づき連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。

(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)

第106条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、系統連系希望者が負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。

- 一 次号及び第3号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成16年12月20日経済産業省令第119号)及び費用負担ガイドラインに基づいて算出された金額

- 二 電源接続案件募集プロセスが成立した場合 電源接続案件募集プロセスに基づき決定された金額
  - 三 本機関が、業務規程第59条に基づき受益者間の費用負担割合を決定した場合 同決定に基づいて算出された金額
- 2 一般送配電事業者は、前項第1号に基づく工事費負担金の具体的な算出方法について定め、公表する。

(連系された発電設備等の契約内容の変更)

第107条 発電設備等の設置者は、法令、事業計画の変更等により、連系された発電設備等の最大受電電力を減少した場合又は発電設備等の廃止を決定した場合は、速やかに契約内容の変更又は契約の終了に係る手続を行わなければならない。

(同一法人である一般送配電事業者が発電設備等の連系等を希望する場合)

第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、本節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。但し、第83条、第103条及び第111条は適用しない。

(受付・回答状況の共有)

- 第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務（但し、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。）について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日（回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。）を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、前項の事項以外に、本機関から、本機関が発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の分析を行うために必要となる情報の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

第3款 本機関が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務

(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)

第110条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた事前相談に関して業務規程第69条第1項に基づく依頼を受けた場合は、事前相談の検討を行い、



本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の5営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。
- 3 一般送配電事業者は、本機関に事前相談の検討結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。

(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)

第111条 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第71条第2項の通知を受けた場合は、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。

- 2 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から検討料の入金を確認したときは、その旨を本機関に通知する。

(本機関が受け付けた接続検討)

第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項に基づく依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。
- 3 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。

(本機関が受け付けた接続検討の要否確認)

第113条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討の要否確認に関して、業務規程第74条第1項に基づく確認の依頼を受けた場合は、速やかに接続検討の要否について検討を行い、検討結果を本機関に提出しなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、本機関に接続検討の要否確認の結果を提出した案件について、再検討を求められたときは、再度、検討の上、検討結果を本機関に提出しなければならない。

#### 第4款 需要設備に関する系統アクセス業務

(事前検討の申込み及び受付)

第114条 需要設備と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。

- 2 一般送配電事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(事前検討の申込みに対する検討及び回答)

第115条 一般送配電事業者は、事前検討の申込みの受付後、アクセス設備、電力量計量器、通信設備その他電気の供給に必要な工事の要否及び工事が必要な場合の工事の対象について検討を実施する。

- 2 一般送配電事業者は、前項の検討を完了したときは、系統連系希望者に対し、検討結果を回答するとともに必要な説明を行う。

(需要設備に関する契約申込み及び受付)

第116条 需要設備と送電系統への連系等（需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。）を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みを行わなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みを受け付けた場合は、系統連系希望者と協議の上、前項の申込みに対する回答予定日を決定する。
- 3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答)

第117条 一般送配電事業者は、需要設備に関する契約申込みの受付後、契約申込みの回答に必要な事項について検討を実施する。

- 2 一般送配電事業者は、前項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について回答するとともに必要な説明を行う。
- 一 系統連系希望者が希望した契約電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由）
  - 二 系統連系工事の概要（系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等）
  - 三 工事費負担金概算（内訳を含む）及び算定根拠
  - 四 所要工期
  - 五 系統連系希望者に必要な対策
  - 六 前提条件（検討に用いた系統関連データ）
  - 七 運用上の制約（制約の根拠を含む）
  - 八 発電設備等の連系に必要な対策（需要設備側に発電設備等（但し、送電系統と連系しない設備を除く。）がある場合に限る）

（需要設備に関する系統アクセス業務における工事費負担金）

- 第118条 需要設備の系統連系工事に要する工事費のうち、系統連系希望者が負担する工事費負担金の額は、原則として、需要設備の系統連系工事に必要となる標準的な工事金額を超えた金額とする。
- 2 一般送配電事業者は、前項に定める標準的な工事金額の具体的な算出方法について定め、公表する。

（同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合）

- 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、本節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。但し、前条は準用しない。

## 第2節 電源接続案件募集プロセス

（系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み）

- 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系

希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。

(一般送配電事業者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)

第121条 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が接続検討の回答を行った特別高圧の送電系統の増強工事に関して、効率的な系統整備の観点等から、電源接続案件募集プロセスを開始することが必要と判断したときは、本機関に対し、同プロセス開始の申込みを行うことができる。

(電源接続案件募集プロセスへの応募等)

第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者及び同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要綱に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。

2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、募集要綱にしたがって、応募する。

3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第81条第3項及び第4項に基づき依頼を受けた接続検討は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。

(電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み)

第123条 電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者となった系統連系希望者は、同プロセスが成立した場合、成立後速やかに、一般送配電事業者に対し、発電設備等に関する契約申込みを行わなければならない。

### 第3節 リプレース案件系統連系募集プロセス

(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係)

第124条 業務規程第90条第1項第2号に定めるリプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者及び当該発電事業者と次の各号に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。

一 資本関係を有する者 次のア及びイに掲げる者

ア 当該発電事業者の親子法人等

イ 当該発電事業者の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）8条に定める者をいう。以下同じ。）並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社

二 契約関係を有する者 次のア～ウに掲げる者

- ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者（電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。）
- イ 当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約（FIT法に基づく特定契約を除く。）を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者
- ウ 前ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者

（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）

第125条 発電事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した場合において、リプレース対象事業者が第一電気所が同一となる地域（但し、第一電気所が同一であっても、母線分割等によって上位系統が異なる場合は除く。以下同じ。）で発電設備等の建替を予定しているときは、その旨を本機関に報告しなければならない。

（リプレースの該当性判断のための確認）

第126条 リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、業務規程第90条第2項に基づき、本機関からリプレースの該当性を判断するために必要な事項の確認を受けた場合は、本機関が指定する期日までに、これに回答しなければならない。

2 リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者は、本機関が指定する期日までに、前項の回答ができない場合には、その理由を本機関に報告しなければならない。

（リプレースに係る系統アクセス情報の報告）

第127条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から10万キロワット以上の発電設備等の停止若しくは発電抑制を前提とした発電設備等の接続検討の申込み又は契約申込みを受け付けた場合は、速やかに本機関に報告しなければならない。

（リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募）

第128条 リプレース対象系統に対する系統連系希望者は、本機関が策定した募集要綱に従い、リプレース案件系統連系募集プロセスへ応募する。

（リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み）

第129条 リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者

は、業務規程第95条の通知及び接続検討の回答を受けた場合において、発電設備等とプロセス対象送電系統との連系等を希望するときは、速やかに、一般送配電事業者に対し、契約申込みを行わなければならない。

(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)

第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象事業者たる発電事業者が、設備容量が10万キロワット以上の発電設備等を廃止する場合は、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらず、廃止日から12か月が経過するまでの間、第一電気所が同一となる地域で、発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。但し、全国又は供給区域の需給状況等に鑑み、本機関が発電設備等の連系を認める必要があると認められた場合はこの限りでない。

(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更の制限)

第131条 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、リプレース案件系統連系募集プロセスが開始された場合は、やむを得ない理由が無い限り、リプレース発電設備等の廃止時期を繰り延べてはならない。

2 リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者は、前項に掲げる場合において、発電設備等の廃止時期を繰り延べるときは、本機関にその理由を書面により提出しなければならない。

#### 第4節 その他

(系統アクセス業務の回答)

第132条 一般送配電事業者は、本章に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならない。系統アクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。

2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、本章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。

(申込み・回答様式)

第133条 一般送配電事業者は、本機関が定めた系統アクセス業務の受付を行う場合の申込書及び回答書の様式を自身のウェブサイトにおいても公表しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、系統連系希望者が、F I T法に定める特定契約及び接続供給契約又は振替供給契約を同時に申し込む場合の申込書及び回答書の様式については、各一般送配電事業者が自身のウェブサイトにおいて公表する。

(申込窓口の公表)

第134条 一般送配電事業者は、系統アクセス業務及び第72条の系統情報の提示の申込窓口を定め、自身のウェブサイトにおいて明示的に公表する。

(送電系統への連系等に係わる技術要件の公表)

第135条 一般送配電事業者は、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他のルール等を踏まえ、送電系統への連系等を行う発電設備等及び需要設備の設置者が満たすべき技術要件を明確に定め、公表しなければならない。

(本機関の系統アクセス業務等への協力)

第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定に基づき、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

- 2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。

(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則)

第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(本条において、需要設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。

- 2 前項に基づき定める工事費負担金契約等の内容は第103条及び第118条と異なる定めをすることを妨げない。

## 第8章 需給状況の監視のための計画提出

(託送供給契約者による計画の提出)

第138条 託送供給契約者は、供給区域ごとに、別表8-1に定める需要計画、調達計画及び販売計画（以下「需要調達計画等」という。）を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。

- 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 需要計画 合理的な予測に基づく需要の想定（需要者の需要抑制量の反映を含む。）
  - 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画（但し、調達先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。）
  - 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画（但し、販売先（卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。）ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。）
- 3 託送供給契約者は、原則として、翌日計画以降においては、調達計画と販売計画との差は需要計画と一致させなければならない。
- 4 複数の託送供給契約者（自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、本項及び次項において同じ。）が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者（以下「代表契約者」という。）に委任している場合においては、第1項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。
- 5 代表契約者は、需要調達計画等を取りまとめて提出する際には、前項の委任を受けた託送供給契約者ごとの需要調達計画等の内訳を記載しなければならない。



別表 8-1 需要調達計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前	
提出内容	需要計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値	日別の需要電 力の最大値と 予想時刻及び 最小値と予想 時刻	30分ごとの 需要電力量	30分ごとの 需要電力量
	調達計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	日別の需要電 力の最大値及 び最小値発生 時の調達分の 計画値と予想 時刻	30分ごとの 調達分の計画 値	30分ごとの 調達分の計画 値
	販売計画	各月平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	各週平休日別の 需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	日別の需要電 力の最大値及 び最小値発生 時の販売分の 計画値と予想 時刻	30分ごとの 販売分の計画 値	30分ごとの 販売分の計画 値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)  
 第139条 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。

- 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電に関する計画(一般送配電事業者が調達したF I T電源により発電された電気に係る計画を含む。)
  - 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)
  - 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)
- 3 発電契約者並びにF I T電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。
- 4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、一般送配電事業者から、系統運用上の必要性に基づき、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められた場合には、これを発電計画に記載しなければならない。

別表8-2 発電販売計画等の提出

提出する計画		年間計画 (第1～第2年度)	月間計画 (翌月、翌々月)	週間計画 (翌週、翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出内容	発電計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の供給電力と予想時刻	30分ごとの供給電力量	30分ごとの供給電力量

販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(需要抑制契約者による計画の提出)

第139条の2 需要抑制契約者は、供給区域ごとに、別表8-3に定める需要抑制計画、調達計画、販売計画及びベースライン(以下「需要抑制計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。

2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。

一 需要抑制計画 販売計画に対応した需要抑制量調整供給契約で設定した単位ごとの需要抑制量に関する計画

二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(但し、販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)

三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(但し、調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。)

四 ベースライン 需要抑制量調整供給を行う場合の基準となる電力量の計画値

3 需要抑制契約者は、原則として、翌日計画以降においては、調達計画は販売計画と一致させなければならない。

別表 8-3 需要抑制計画等の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画 (※1)	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前	
提出内容	需要抑制計画	各月平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	各週平休日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力	日別の需要抑制計画の最大値及び最小値発生時の需要抑制電力と予想時刻	30分ごとの需要抑制電力量	30分ごとの需要抑制電力量
	販売計画	各月平休日別の販売電力の最大値及び最小値	各週平休日別の販売電力の最大値及び最小値	日別の販売電力の最大値及び最小値と予想時刻	30分ごとの販売分の計画値	30分ごとの販売分の計画値
	調達計画	各月平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	各週平休日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値	日別の販売計画の最大値及び最小値発生時の調達分の計画値と予想時刻	30分ごとの調達分の計画値	30分ごとの調達分の計画値
	ベースライン	—	—	—	30分ごとの計画値	30分ごとの計画値

(※1) 翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)

第140条 FIT法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者（登録特定送配電事業

者を含む。以下本条において同じ。)の発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者であつて特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあつては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者自らが作成するものとする。

一 太陽光電源又は風力電源の場合

ア 特例契約者及び旧特例契約者(以下「特例契約者等」という。)は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画の様式を作成する。

イ 一般送配電事業者は、本号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。

二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合

ア 特例契約者等は、実需給日の前々日12時までに、特例発電計画に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。

イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、本号アの特例発電計画の妥当性を確認する。

2 特例契約者等は、前項各号に基づいて一般送配電事業者が入力し、又は特例契約者等が作成し、一般送配電事業者がその妥当性を確認した発電計画の内容にしたがって、実需給日の前日12時までに発電販売計画等を本機関に提出しなければならない。

3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、予め定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめ公表するものとする。

(一般送配電事業者による計画等の提出)

第141条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる計画その他の情報を、同号に掲げる期限までに、本機関に提出しなければならない。

- 一 別表 8-4 に定める供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画 別表 8-4 に定める提出期限
- 二 一般送配電事業者の中央給電指令所が常時監視している周波数、需要、調整力、予備力、発電設備、広域連系系統その他の情報 常時
- 三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(但し、当該期限にかかわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)

別表 8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	毎日 17時30分 (※)	随時	
提出内容	供給区域 需要電力	各月平休日別の需要電力の 最大値及び最小値	各週平休日別の需要電力の 最大値及び最小値	日別の需要電力の最大値と 予想時刻及び最小値と予想 時刻	翌日の30分 毎の需要電力量	当日の30分 毎の需要電力量
	供給区域 供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力	需要電力に対する供給電力
	供給区域 予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力	需要電力に対する予備力
	供給区域 調整力	—	需要電力に対する調整力必 要量(上げ)、調整力確保量(上 げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必 要量(上げ)、調整力確保量(上 げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必 要量(上げ)、調整力確保量(上 げ)及び調整力確保量(下げ)	需要電力に対する調整力必 要量(上げ)、調整力確保量(上 げ)及び調整力確保量(下げ)

(※) 提出日が休業日の場合も含む。

(特定送配電事業者による情報提出)

第142条 特定送配電事業者（一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、本条において同じ。）は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。

2 特定送配電事業者は、前項により提出した資料に変更がある場合は、都度、変更した資料を本機関に提出しなければならない。

(追加資料の提出)

第143条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、より詳細な検討を行う必要があるときは、理由を説明した上で、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対し、当該計画に関するより詳細な断面の需要調達計画等、発電販売計画等その他必要な資料の提出を求めることができる。

- 一 供給区域における潮流の状況を予測する場合
- 二 供給区域の需給状況を把握する場合
- 三 その他供給区域の電力系統の適切な監視に必要な場合

2 託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者は、業務規程第110条又は前項に基づき、本機関又は一般送配電事業者から提出した計画その他の情報に対して、追加の資料の提出を求められた場合には、速やかにこれに応じなければならない

(計画の変更)

第144条 託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者は、需要調達計画等、発電販売計画等又は需要抑制計画等に変更が生じた場合（本機関が業務規程第109条に基づき計画値を変更したことに伴い必要となる変更を含む。）、速やかに変更後の計画を本機関に提出しなければならない。

2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、関係する発電設備設置者を通じて、変更後の発電販売計画等を本機関に提出することができる。

第145条 削除

## 第9章 需給状況の悪化時の指示等

(需給状況の改善のための本機関の指示等)

第146条 電気供給事業者は、本機関の指示又は要請を受けた場合には、正当な理由がある場合を除き、速やかにこれに応じ、需給状況の改善に協力しなければならない。

(本機関の指示又は要請に基づく精算)

第147条 業務規程第111条に基づく指示又は要請を受けた電気供給事業者は、業務規程第123条第1項及び第2項に定める協議において、本機関の指示又は要請に基づいて電気の供給、電気工作物の貸渡等を行った電気供給事業者の費用負担を勘案し、原則として、当該事業者に不利益が生じない合理的な額による精算を行う。

(本機関の指示に基づく取引価格の公表)

第148条 一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間において電力融通を行う場合の精算の基礎となる取引価格等を予め公表しなければならない。

(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)

第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者（但し、送電事業者を除く。）は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。



## 第10章 一般送配電事業者の系統運用等

### 第1節 電力系統の運用

(系統運用業務)

第150条 一般送配電事業者は、人身の安全、設備の保全、電力系統の安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力系統の運用（以下「系統運用」という。）に関する業務を行う。

2 電気供給事業者は、前項の系統運用に関する業務が円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

(系統運用上の系統構成の決定)

第151条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる事項を実現できるよう、系統構成を決定する。

- 一 電圧の維持
- 二 停電の抑制又は防止
- 三 送電損失の軽減
- 四 系統運用に関する業務の円滑な実施
- 五 電力設備の故障箇所の確実な遮断及び故障時の異常電圧等の発生防止

(電力系統の監視)

第152条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。

- 一 周波数及び電圧の状況
- 二 供給区域の需給状況
- 三 小売電気事業者の需要及び供給力の確保に関する状況
- 四 発電事業者の発電量及び発電余力に関する状況
- 五 電力設備の運転状況
- 六 流通設備に流れる潮流の状況
- 七 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項

2 一般送配電事業者は、小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。以下本項において同じ。）が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力（法第27条の26第2項により準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該小売電気事業者に対して、供給力を確保するよう要請することができる。

3 一般送配電事業者は、託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者の

同時同量の逸脱が供給区域の需給状況の悪化の大きな要因となっている場合、同時同量の逸脱が頻繁に発生する場合その他供給区域の系統運用上、重大な影響を及ぼす場合は、当該託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者に対して、同時同量を遵守するよう要請することができる。

- 4 一般送配電事業者は、前2項に掲げる場合は、速やかに本機関に報告するものとする。

#### (潮流調整)

第153条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。

一 開閉装置の操作による系統構成の変更

二 一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。）

- 2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。

#### (電力系統に異常発生が予想されるとき の 事前措置)

第154条 一般送配電事業者は、台風、暴風雪等によって、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生するおそれがあると判断した場合には、必要に応じて、次の各号に掲げる対策を実施し、異常の発生に備えた態勢を整備する。

一 台風、暴風雪等の災害に対応する社内態勢の整備

二 台風、暴風雪等の災害における電気供給事業者との間の通信手段及び連絡手段の確保

三 電力系統に異常が発生した場合又は通信若しくは連絡が不能となった場合の対応に関する電気供給事業者との協議

- 2 一般送配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。

一 電力系統の分離に備えた潮流調整

二 系統構成の変更

三 電力設備の作業停止の中止

四 電力系統の安定性や電力品質への悪影響を防止するための流通設備の停止

五 一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整

六 送電損失の低減又は電圧の調整等のために、一時的に停止している流通設備の運転

3 一般送配電事業者は、前項の措置が電気供給事業者の発電機の運転や電気の供給に制約を与える場合は、事前又は事後速やかに、電気供給事業者に当該措置の内容について連絡する。

4 一般送配電事業者は、第2項の措置を講じる場合において、広域連系系統の運用又は供給区域の需給バランスに重大な影響を与える場合には、本機関に対し、事前又は事後速やかに当該措置を講じる旨を報告するものとする。

(電力系統の異常発生時の措置)

第155条 一般送配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める（以下「電力系統の復旧」という。）。

一 系統構成の変更

二 一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整

三 発電機（前号の発電機を除く。）の出力の調整の給電指令

四 電力設備の緊急停止（人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る）

五 その他電力系統の復旧のために必要な措置

(電力系統の異常発生時の発電機の出力の調整)

第156条 一般送配電事業者は、前条第3号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、電力系統の復旧に最も適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。

(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

第157条 一般送配電事業者は、第155条に定める方法では電力系統の異常が解消できない場合は、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。

2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置)

第158条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力システムの安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。但し、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。

2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合には、自己が保有又は運転する電力設備を緊急停止することができる。

3 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、前各項の措置を講じた場合は、電力システムに発生した電力システムの異常の状況及び措置の結果を速やかに一般送配電事業者に連絡する。

## 第2節 周波数の調整

(周波数の維持)

第159条 一般送配電事業者は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める。(以下「周波数調整」という。)

(周波数調整の方法)

第160条 一般送配電事業者は、調整力を使用することにより、周波数調整を行う。

(短周期広域周波数調整のための利用枠確保の要請)

第161条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の短周期調整力が不足し又は短周期調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、短周期広域周波数調整のための連系線の利用枠の確保を要請しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項の要請を行う場合には、必要と見込まれる連系線の利用枠を通知する。

(実需給当日の短周期広域周波数調整の実施の手順)

第162条 前条第1項の要請を行った一般送配電事業者は、本機関から短周期広域周波数調整の利用枠の設定を受けた場合には、実需給当日において、

当日の短周期調整力の状況を考慮の上、短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠を本機関に通知する。

- 2 本機関から最終決定された連系線の利用枠の通知を受けた一般送配電事業者は、当該利用枠の範囲内において、短周期広域周波数調整を実施する。

(短周期広域周波数調整のための協力)

第163条 一般送配電事業者は、本機関より、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、速やかに算出結果を本機関に通知しなければならない。

(短周期広域周波数調整の実施により授受する金額)

第164条 短周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき、当事者間の協議により決定する。

(異常時の周波数調整)

第165条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、本条において同じ。)
- 二 発電機(前号の発電機を除く。)の出力の調整(発電機の緊急停止を含む。)の給電指令
- 三 連系線を用いた緊急的な電力の受給(交直変換設備における自動的に電力を受給する装置(緊急融通制御装置(EPPS)等)を利用した電力の受給を含む。)

(周波数異常時の発電機の出力の調整)

第166条 一般送配電事業者は、前条第2号の発電機の出力の調整を行う場合には、発電機の出力変化速度、調整容量等を考慮して、周波数の維持又は回復に適切と考えられる発電機を出力の調整の対象とする。

(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断)

第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。

2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断にあたっては、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

(連系線の遮断による電力系統の分離)

第168条 一般送配電事業者は、極めて大幅な周波数の低下又は上昇が発生し、発電機の連鎖的な解列が発生するおそれがある場合には、連系線を遮断し、電力系統を分離することができる。

2 一般送配電事業者は、連系線の遮断により電力系統を分離した場合、必要に応じ、当該連系線を利用した振替供給に係わる電気供給事業者に対して、発電機の出力を抑制又は停止するよう給電指令を行う。

3 一般送配電事業者は、第1項の措置を行った場合、本機関に対し、速やかに当該措置を行った事実及び当該措置を講じた理由を報告する。

### 第3節 上げ調整力不足時の措置

(上げ調整力の活用)

第169条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 一般送配電事業者が予め確保した調整力の活用
- 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の起動

(予備力の増加)

第170条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。

- 一 発電設備の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止
- 二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(但し、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。)

### 三 その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法

(需給ひっ迫等を解消するための本機関に対する指示の要請)

第171条 一般送配電事業者は、供給区域の需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、別表8-1の翌日計画提出期限の後に、本機関の指示を要請することができる。

(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断)

第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひっ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。

- 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うにあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
- 3 一般送配電事業者は、第1項の措置を行ったときは、遅滞なく、当該措置の対象となった電気事業者及び需要者に対して当該措置を講じた理由を説明する。

#### 第4節 下げ調整力不足時の措置

(下げ調整力の活用)

第173条 一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 一 一般送配電事業者が調整力として予め確保した発電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転
- 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転

(下げ調整力が不足する場合の措置)

第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。

- 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同

じ。)の発電機の出力抑制及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機の揚水運転(第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。)

二 長周期広域周波数調整

三 バイオマスの専焼電源(但し、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制

四 地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(但し、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。)をいう。以下同じ。)の出力抑制

五 自然変動電源の出力抑制

六 業務規程第111条に定める本機関の指示に基づく措置

七 長期固定電源の出力抑制

2 一般送配電事業者は、前項各号の措置の実施に要する時間等を考慮した上で、関係する電気供給事業者に対し、実施に必要な要請又は指令を行う。

(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議)

第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、本節において「発電契約者等」という。)と予め出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。

(緊急時の出力抑制)

第176条 一般送配電事業者は、需要の急激な減少、急激な出水等が生じたことにより緊急時の必要が認められる場合には、第174条第1項の順位にかかわらず、給電指令による出力抑制を行うことができる。

(長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の調整)

第177条 一般送配電事業者は、翌日の供給区域の下げ調整力不足又は下げ調整力の不足するおそれがある場合には、実需給日の前日12時以降において、本機関に対して、第174条第1項第2号のための電力量及び時間の調整を要請することができる。

2 一般送配電事業者は、前項の要請を行う場合には、必要と見込まれる電力量及び時間を本機関に通知しなければならない。



(実需給当日の長周期広域周波数調整の実施の手順)

- 第178条 前条第1項の要請を行った一般送配電事業者は、業務規程第132条に基づき、本機関により仮決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた場合には、実需給当日の需給バランスに基づき、長周期広域周波数調整の要否を検討する。
- 2 前項の一般送配電事業者は、第174条第1項第3号から第5号の出力抑制に必要な時間を考慮の上、原則として、ゲートクローズ後、前項の長周期広域周波数調整の要否を判断し、長周期広域周波数調整が必要である場合には、必要となる電力量及び時間を本機関に通知する。
- 3 前項の通知に基づき本機関から最終決定された長周期広域周波数調整のための電力量及び時間の通知を受けた一般送配電事業者は、その内容に基づき、長周期広域周波数調整を実施する。

(長周期広域周波数調整のための協力)

- 第179条 一般送配電事業者は、本機関より、下げ調整力が不足又は下げ調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者に対する協力可能な電力量及び時間の算出の依頼を受けた場合には、原則として、実需給日の前日16時までに、算出結果を本機関に通知しなければならない。

(下げ調整力不足時の出力抑制により授受する金額)

- 第180条 第174条第1項に掲げる措置を実施した場合において、関係する事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、第175条に掲げる当事者間の協議により決定する場合を除き、託送供給等約款を基に、当事者間の協議により決定する。

(長周期広域周波数調整を行った場合の一般送配電事業者間の精算)

- 第181条 長周期広域周波数調整を実施した場合において、関係する一般送配電事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に、当事者間の協議により決定する。

(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)

- 第182条 一般送配電事業者は、下げ代不足又は下げ代不足のおそれを解消するために必要がある場合は、本機関に対し、業務規程第111条に定める指示を行うよう要請することができる。
- 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。但し、下げ

代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行うことができる。

(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証)

第183条 一般送配電事業者は、第174条第1項第5号に定める自然変動電源の出力抑制を行った場合、本機関に対し、第1号から第3号までに掲げる事項は速やかに、第4号に掲げる事項は翌年度4月末日までに説明を行うとともに、その裏付けとなる資料を提出しなければならない。

- 一 自然変動電源の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した供給区域の需給状況
- 二 一般送配電事業者が講じた第173条の措置の具体的内容
- 三 第174条第1項第5号に定める措置を行う必要性
- 四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、予め定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的内容

(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)

第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号（但し、第2号及び第6号を除く。）の出力抑制の対象となる発電設備の選定にあたり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。

2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号（但し、第2号を除く。）に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。但し、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。

- 一 給電指令を行った時点における供給区域の需給状況の見込み
- 二 給電指令の具体的内容
- 三 給電指令を行う必要性

3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、第2項の説明を行うものとする。

(発電契約者等に対する出力抑制を行った場合の本機関への報告)

第185条 一般送配電事業者は、発電契約者等に対し、第174条第1項第1号から第4号の出力抑制の給電指令を行った場合は、事後速やかに、本機関に前条第2項各号に掲げる事項の説明を行うとともに、これを裏付ける資料を提出しなければならない。

## 第5節 電圧の調整

### (電圧調整)

第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則（平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。）第44条第1項に定める範囲内に維持するよう努める（以下「電圧調整」という。）。

- 一 発電機による電圧の調整（発電機の運転又は停止を伴う調整を含む。）
- 二 変圧器による電圧の調整
- 三 調相設備による電圧の調整
- 四 系統構成の変更
- 五 その他電圧を調整するための方法

2 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、一般送配電事業者との合意又は給電指令に基づき発電機による電圧の調整を行う。

3 一般送配電事業者は、電圧調整のために必要があるときは、需要者に対して、当該需要者が保有する力率改善用のコンデンサを開放するよう依頼する。

### (運用目標値の設定)

第187条 一般送配電事業者は、適切に電圧を維持するため、次の各号に掲げる事項を考慮して、高圧及び特別高圧の送電系統における電圧の運用目標値を定める。

- 一 発電機、変圧器、調相設備その他電圧を調整することができる機器の配置及び電圧の調整が可能な範囲
- 二 電力設備及び需要者の設備が運転可能な電圧の範囲
- 三 電力システムの安定性
- 四 送電損失の軽減
- 五 その他電圧の運用目標値を定める上で考慮が必要となる事項

### (異常時の電圧調整)

第188条 一般送配電事業者は、第186条第1項及び第2項に定める電圧調整によっても適正な電圧が維持できず、電圧崩壊が生じるおそれがある場合において、供給区域の電圧を維持するために必要なときは、供給区域の需要の抑制又は遮断を行うことができる。

2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施にあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。

## 第6節 給電指令

### (給電指令)

第189条 一般送配電事業者は、供給区域に存する電気供給事業者及び需要者に対し、次の各号に掲げる場合において、電力設備の運転（操作又は停止を含む。以下同じ。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。以下「給電指令」という。）を行う。

- 一 平常時の給電指令 平常時における電力系統の運用、電圧調整及び作業停止に伴う電力設備の運転の指令
- 二 異常時の給電指令 次に掲げる電力設備の運転及び電力設備の作業中止等の指令
  - ア 周波数及び電圧の維持、流通設備の運用容量の超過の解消等の電力系統の安定性の確保を目的とした発電者の発電機の出力の調整及び需要の抑制又は遮断
  - イ 異常気象又は電力系統の異常等が発生した場合における供給信頼度の確保を目的とした電力設備の作業中止の指令
  - ウ その他電力系統に異常が発生し又は発生するおそれがある場合における、電力系統の異常を抑制、防止又は回復するために必要となる指令

### (給電指令の発受令に必要な事項の決定)

第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者（以下「受令者」という。）は、予め給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。

### (手順書の作成)

第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。但し、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 発電機の出力の調整、電圧調整その他手順書によらずに安全かつ確実に電力設備の操作又は運転を実施することができる場合
  - 二 異常時の給電指令を発令する場合において、手順書を作成する時間的余裕がない場合
- 2 一般送配電事業者は手順書にしたがって給電指令を発令し、受令者は手順書にしたがって速やかに電力設備の操作又は運転を実施する。

(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施)

第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実にいき、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。但し、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。

(異常時の給電指令の理由等の通知)

第193条 一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を行った場合は、給電指令の受令者に対し、速やかに当該給電指令の理由及び内容を通知する。

2 一般送配電事業者は、第189条第1項第2号の給電指令を発電設備保有事業者に対して直接行った場合において、その指令が当該発電設備保有事業者から他の電気事業者への電気の供給に影響を与えるときは、事後速やかに、当該電気事業者に対し、必要な説明を行う。

(給電指令に基づかない電力設備の運転等の実施)

第194条 受令者は、第190条の決定事項にかかわらず、人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは故障の拡大のおそれがあるときは、給電指令によらず、給電指令の対象となる電力設備の運転等を行うことができる。

## 第 1 1 章 地域間連系線の管理

### 第 1 節 連系線の運用容量及びマージン

(運用容量の算出の考え方)

第 1 9 5 条 連系線の運用容量は、電力設備に通常想定し得る故障が発生した場合においても、電力系統の安定的な運用が可能な容量とする。

2 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる潮流の値の最小値とする。

- 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。但し、本号における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。
- 二 同期安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他発電機間の同期状態に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、発電機間の同期状態が保たれ、発電機の安定運転を維持できる連系線の潮流の最大値から需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
- 三 電圧安定性 通常想定し得る範囲において、送電線、変電所又は開閉所の母線その他電力系統の電圧の安定性に影響を与える可能性のある電力設備の故障が発生した場合に、電力系統の電圧を安定的に維持できる連系線の潮流の最大値から需要等の瞬時的な変動に伴う潮流の偏差量を控除した値
- 四 周波数維持 連系線が遮断し電力系統が分離した場合において、電力系統の周波数を安定的に維持できる連系線の潮流の最大値

(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出)

第 1 9 6 条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第 2 項第 1 号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号但書にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。但し、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。

(運用容量の算出断面)

第 1 9 7 条 連系線の運用容量は、次の各号に掲げる場合を除き、30分ごと

の値を算出する。

- 一 月間計画以前の断面の運用容量を算出する場合
- 二 連系線の混雑の発生が見込まれない場合
- 三 第195条第2項第1号から第3号により運用容量が定まる場合

(マージンの算定)

第198条 マージンの値は、本機関が必要量を算定し、その算定過程及び結果を公表するものとする。

## 第2節 連系線の利用

(連系線の利用申込み)

第199条 連系線利用申込者は、原則として、供給開始日の10営業日前までに、本機関に対し、連系線希望計画を提出しなければならない。但し、連系線希望計画は、第201条に基づき供給先未定発電事業者等が提出する場合を除き、連系線利用に伴う供給先事業者が提出するものとする。

(更新した連系線利用計画の提出)

第200条 連系線利用者は、本機関が連系線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表11-1で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならない。但し、更新前の連系線利用計画から変更がない場合については、提出することを要さない。

- 一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画
  - 二 空容量算出用に更新された連系線利用計画
- 2 連系線利用者は、翌日計画以降において、連系線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。

別表 1 1 - 1 連系線利用計画の断面及び提出スケジュール

対象期間	長期計画 (第 3 ~ 第 1 0 年度)	年間計画 (第 1 ~ 第 2 年度)	月間計画 (翌月 ~ 翌々月)	週間計画 (翌週 ~ 翌々週)	翌日計画	当日計画
断面 (※ 1)	各年度別の 最大時 kW	日別 (※ 2) の昼間 帯、夜間帯 の最大時 kW	日別 (※ 2) の昼間 帯、夜間帯 の最大時 kW	3 0 分ご と の kWh	3 0 分ご と の kWh	3 0 分ご と の kWh
作業停止計 画の調整用 に更新され た連系線利 用計画の提 出期限	毎年 1 月 1 5 日 1 7 時	毎年 1 2 月 2 0 日 1 7 時	毎月 5 日 1 7 時			
空容量算出 用に更新さ れた連系線 利用計画の 提出期限	毎年 3 月 1 0 日 1 7 時	毎年 3 月 1 日 1 7 時	毎月 1 5 日 1 7 時	毎週火曜 日 1 7 時 (※ 3)	受給日の 前日 1 2 時 (※ 4)	原則とし て 3 0 分 ごとの実 需給の開 始時刻の 1 時間前

(※ 1) 計画潮流及び空容量の単位

(※ 2) 「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。

(※ 3) 提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。

(※ 4) 受給日の前日が休業日の場合も含む。

(供給先未定発電事業者等による連系線の利用申込み)

第 2 0 1 条 供給先未定発電事業者等は、連系線の利用を希望する場合、長期計画に限り、連系線希望計画及び前条第 1 項に掲げる更新された連系線利用計画を提出することができる。

2 供給先未定発電事業者等は、連系線希望計画又は更新利用計画を本機関に提出しようとする場合には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 経済産業省令に準じた計画書等(但し、本機関が供給先未定発電事業者等から提出を受けた供給計画により連系線希望計画又は連系線利用計画の妥



当性が確認できる場合はこの限りでない。)

二 その他本機関が必要とする書類

- 3 供給先未定発電事業者等のうち供給計画の届出が義務付けられていない者は、計画書等の内容の変更の有無にかかわらず、毎年3月末日までに、計画書等を本機関に提出しなければならない。
- 4 連系線利用計画を提出した供給先未定発電事業者等が、供給先事業者を確保したときは、次の各号に掲げる手続きに基づき、当該連系線利用計画の全部又は一部を承継することができる。
  - 一 供給先事業者は、第199条に準じ、本機関に対し連系線希望計画を提出し、併せて供給先未定発電事業者等から連系線利用計画を承継する旨を通知する。
  - 二 供給先未定発電事業者等は、前号の供給先事業者へ連系線利用計画を承継する旨を本機関に通知する。

(空おさえの禁止)

第202条 連系線利用者及び連系線利用申込者(以下、本節において「連系線利用計画等提出者」という。)は、実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、前3条に定める連系線希望計画及び更新利用計画の提出並びに連系線利用計画の変更及び通告変更の申込み(以下、総称して本節において「連系線希望計画の提出等」という。)を行ってはならない。

- 2 連系線利用者は、連系線希望計画の提出後又は更新利用計画の提出後、次の各号に掲げるところにより、実際に連系線を利用する量が減少することが合理的に見込まれる場合には、連系線利用計画の更新若しくは変更又は通告変更を行い、容量登録した連系線利用計画又は通告値を減少しなければならない。
  - 一 電源開発計画の変更、発電設備の故障、作業期間の延長等により、連系線利用計画等に対応する供給力等の減少の見込みが明らかになったとき
  - 二 電力の受給に係る契約の変更又は電力の取引に関する計画の変更により、容量登録している量の連系線の利用が見込まれないことが明らかになったとき
  - 三 連系線利用計画等に対応する需要等の減少の見込みが明らかになったとき
  - 四 業務規程別表10-3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えているとき
  - 五 その他実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて連

系線の容量登録をしていることが明らかになったとき

- 3 連系線利用にあたっては、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を送電する場合は、連系線希望計画の提出等にあたって、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行うとともに、過去の連系線利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。
  - 一 電力貯蔵装置又は他の電源との併用
  - 二 発電実績統計に基づく安定して発電し得る電力の評価
  - 三 天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定
  - 四 その他の連系線利用者及び連系線利用申込者が蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行うための行為

(計画の変更)

- 第203条 連系線利用計画等提出者は、連系線希望計画、連系線利用計画又は通告値に変更が生じた場合、速やかに連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みを行わなければならない。
- 2 連系線利用計画等提出者は、週間計画以降の連系線利用計画の変更又は通告変更の申込みにおいては、変更理由を付さなければならない。
  - 3 連系線利用計画等提出者は、別表11-1の翌日計画を変更又は当日計画を提出する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前の協議により確認できている場合に限り、当該連系線利用計画に関係する事業者を通じて本機関に提出することができる。

(希望する送電経路の選定)

- 第204条 連系線利用申込者は、希望する送電経路を選定の上、本機関に対し、希望計画を提出しなければならない。
- 2 連系線利用申込者は、本機関が交直変換設備の制約の回避その他連系線の効率的な運用に必要があると認める場合は、送電経路の変更について協議しなければならない。

(通告変更の申込み期限)

- 第205条 連系線利用者は、通告変更の申込みを行う場合においては、ゲートクローズまでに、その申込みを行わなければならない。
- 2 前項にかかわらず、連系線利用者は、ゲートクローズ以降（実需給時間帯を含む。）であっても、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、通告変更の申込みを行うことができる。この場合において、連系線利用者は、発電

販売計画等をあわせて変更しなければならない。

- 一 実需給30分断面の終了時刻の15分前までであること
- 二 同一の発電契約者による供給区域を越えた発電機の持ち替えであること
- 三 混雑処理を伴わないこと
- 四 当該連系線利用者の供給先の調達計画に変更が生じないこと

(通告値の大幅な変化が想定される場合の措置)

第206条 一般送配電事業者は、通告値の大幅な変化によって、供給区域内の周波数調整が困難になる又は困難になるおそれがある場合において、その改善のために必要なときは、本機関及び当該通告値の変動の原因となる連系線利用者と協議の上、連系線利用に関する15分ごと又は5分ごとの計画値の提出を求めることができる。

(複数の連系線希望計画をまとめた連系線の利用)

第207条 連系線利用申込者は、交直変換設備の利用に関する制約により連系線を利用することができない場合において、複数の連系線利用申込者の連系線希望計画の内容を考慮することによって、当該制約を回避することができるときは、当該複数の連系線希望計画を共同で提出することによって、連系線を利用することができる(以下「連系線の共同利用」という。)

- 2 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を行うにあたっては、連系線希望計画の提出にあたって、その旨を明示しなければならない。
- 3 連系線利用申込者は、連系線の共同利用を途中で解消し、又はすでに容量登録された単独の連系線利用計画を連系線の共同利用に利用することはできないものとする。

(マージンの利用)

第208条 連系線利用申込者は、業務規程第151条第1項及び第2項に掲げる場合において、連系線のマージンの一部を利用することを希望するときは、本機関に対し、マージンの利用を前提とした連系線希望計画を提出しなければならない。

### 第3節 連系線の長期的な容量確保

(契約の認定の申請)

第209条 連系線の利用を希望する者は、本機関に対し、自己が有する電力の受給又は振替供給に係る契約について、電源投資の円滑化の観点から、連

系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定を申請することができる。

- 2 前項の申請は、本機関が定めた様式に従った申請書を提出することによって行う。

(認定の対象とする契約)

第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点における空容量又は当該連系線利用計画の計画潮流の範囲内で認定を受けることができる。

- 一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること
- 二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること
- 三 連系線同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約（業務規程第135条第2号イに定める供給先未定発電事業者等による連系線利用計画を含む。）であること。但し、当該電源から供給されることを前提に当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担が行われた部分に限る。

(認定に係る最大電力)

第211条 契約の認定に係る最大電力（以下「認定最大電力」という。）は、認定契約の契約書（契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。）において定められた常時受電可能な電力の最大値（但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力）から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。

- 一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力
  - 二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力
- 2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合又は契約書が締結されていない場合には、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。
    - 一 供給計画（供給先未定発電事業者等による連系線利用計画においては、第

201条第2項各号に定める書類を含む。以下、本条及び次条において同じ。)に計上されている電力(供給計画上は明示されていなくとも、供給力の算定根拠となっている電力を含む。)

二 過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力

3 認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。

(認定される期間)

第212条 認定契約に係る認定期間は、契約書において定められている契約の存続期間とする。但し、供給計画に当該契約に基づく電力の受給の計画が計上されている場合において、当該期間が、契約書において定められている期間よりも長期である場合には、供給計画に計上されている期間を認定期間とする。

(複数の送電経路により受給できる場合の取扱い)

第213条 複数の送電経路により受給できる契約については、認定最大電力の範囲内において、送電経路ごとに最大電力を振り分けて定めることができる。

(認定契約に変更があった場合の取扱い)

第214条 認定契約を有する者は、認定契約の内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該認定の変更の申請を行わなければならない。但し、最大電力の減少又は認定期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。

2 前項の契約認定申請書の様式は、本機関が定める。

(認定契約の定期審査に伴う資料提出)

第215条 認定期間が10年を超える認定契約を有する者は、認定時点から3年ごとに、当該契約が継続する見通しを本機関に提出しなければならない。

(認定期間の延長の仮認定)

第216条 期間延長申請を行おうとする者(以下「期間延長申請者」という。)は、申請に係る審査の期間を確保するため、認定契約の認定期間の満了日(供給計画等に基づき認定を受けている契約については供給計画の提出日。以下、この条において同じ。)の1か月前から、認定期間延長の仮申請を行うことができる。この場合、期間延長申請者は、認定期間の延長を証する契

約書等の添付を要しない。

- 2 仮申請を行った者は、期間の延長が確定した日から1か月以内に、認定期間の延長を証する契約書を添付の上、期間延長申請を行わなければならない。

(認定期間満了日までに期間延長申請等を行わなかった場合の取扱い)

- 第217条 期間延長申請者は、申請に係る契約の認定期間の満了日までに、期間延長申請又は前条による仮申請を行わなかった場合は、認定期間の満了日から1か月以内に限り、期間延長申請を行うことができる。

#### 第4節 連系線の混雑処理

(混雑処理における抑制順位)

- 第218条 連系線の混雑処理にあたっては、次の各号の順にしたがって、連系線利用計画及び通告値(以下、本章において「連系線利用計画等」という。)を抑制するものとする。

- 一 第2号から第6号に該当しない連系線利用計画等
- 二 第210条第1項第3号に基づき認定された連系線同時建設電源に関する契約による連系線利用計画等
- 三 第210条第1項第2号に基づき認定された自然変動電源に関する契約による連系線利用計画等
- 四 卸電力取引所の前日スポット取引による連系線利用計画等
- 五 本機関の指示等に基づく連系線利用計画等(連系線を活用した周波数調整の実施に伴う計画を含む)
- 六 第210条第1項第1号に基づき認定された長期固定電源に関する契約による連系線利用計画等

- 2 前項各号に該当する連系線利用計画等が複数存在するときは、当該連系線利用計画等の中の抑制順位は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前項第1号及び第3号に該当する連系線利用計画等の中の抑制順位 登録時刻が遅い順に抑制する。但し、登録時刻が同一の連系線利用計画等については、同じ抑制順位として取り扱う。
- 二 前項第2号及び第4号に該当する連系線利用計画等の中の抑制順位 同じ抑制順位として取り扱う。
- 三 前項第5号に該当する連系線利用計画等の中の抑制順位 本機関の指示の内容に基づき、抑制の対象及び抑制量を決定する。
- 四 前項第6号に該当する連系線利用計画等の中の抑制順位 当該潮流の抑制の実効性、抑制した場合の公衆安全及び発電設備の保安への影響、その

他想定される影響を考慮して、抑制の対象及び抑制量を決定する。

- 3 同じ抑制順位の連系線利用計画等の抑制量は、抑制前の連系線利用計画等の値に応じて按分した値とする。なお、連系線利用計画等の抑制量の算出にあたっては、1キロワット未満を切り上げるものとする。

(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理)

第219条 複数の連系線において同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する連系線利用計画等を抑制する必要がある場合は、混雑が発生した連系線ごとに第218条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該連系線利用計画等の抑制量とする。

(緊急時の混雑処理方法)

第220条 次の各号に掲げる場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第218条に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい連系線利用計画等を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。但し、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。

- 一 発電機の故障、需要の急激な減少等に伴う通告変更により相殺潮流(混雑が発生した方向と逆方向に流れる潮流をいう。以下同じ。)が減少し、混雑が発生した場合
- 二 業務規程第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、混雑が発生した場合

(緊急時の発電機の出力の調整)

第221条 混雑が発生した連系線に隣接する供給区域の一般送配電事業者は、緊急抑制又は第218条に基づく混雑処理を行うまでの間の電力システムの安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう発電機の出力の調整を行う。

(年間計画及び月間計画における作業時の混雑処理方法)

第222条 計画潮流の年間計画及び月間計画において、電力設備の作業停止計画によって連系線の運用容量が減少し、混雑が発生する場合は、混雑が発生する時間帯の混雑処理を行う。

(混雑処理の対象外とする利用計画等)

第223条 混雑が発生した連系線を利用した連系線利用計画等のうち、次の各号に掲げる連系線利用計画等は、当該連系線における混雑処理の対象とし

ない。

- 一 業務規程第151条に基づく混雑が発生した連系線のマージンの一部を利用した供給に係る連系線利用計画等
- 二 業務規程第152条に基づく混雑が発生した連系線のマージンを使用した供給に係る連系線利用計画等
- 三 業務規程第153条に基づく混雑が発生した連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る連系線利用計画等

## 第5節 連系線の変更賦課金

(変更賦課金)

第224条 業務規程第150条に基づき一般送配電事業者が賦課する賦課金(以下「変更賦課金」という。)の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 計画変更賦課金
  - 二 通告変更賦課金
- 2 変更賦課金の単価(以下「変更賦課金単価」という。)は、連系線利用者の過度な負担とならず、かつ、連系線利用者が使用しない連系線の容量が適切に開放される最低限の水準とし、本機関が定め公表する。

(変更賦課金の対象となる連系線)

第225条 変更賦課金の対象となる連系線(以下「対象連系線」という。)は、次の各号に掲げる時点において、空容量が運用容量の5パーセントを下回る連系線とする。但し、対象連系線を迂回して送電する経路があり、かつ、その経路上の全ての連系線が変更賦課金の対象外であるときは、当該連系線を対象連系線としない。

- 一 計画変更賦課金 受給日の7日前の17時
  - 二 通告変更賦課金 受給日の前日の17時
- 2 本機関は、対象連系線を設定した場合には、その旨を公表する。
- 3 本機関は、計画潮流の断面ごとに、対象連系線の設定の可否を判定するものとする。

(変更賦課金の対象となる連系線利用計画等)

第226条 変更賦課金の対象とする計画は、次の各号に掲げる対象連系線に係る連系線利用計画等(以下「賦課金対象利用計画等」という。)とする。

- 一 計画変更賦課金の対象とする連系線利用計画  
対象連系線の潮流方向と同一方向の連系線利用計画のうち、受給日の前



日 12 時時点における連系線利用計画の値が、受給日の 7 日前 17 時時点における連系線利用計画の値から 10 パーセント以上減少したもの（以下「賦課金対象利用計画」という。）

二 通告変更賦課金の対象とする通告値

対象連系線の潮流方向と同一方向の通告値のうち、実需給断面における通告値が受給日の前日 17 時時点における通告値から 10 パーセント以上減少したもの（以下「賦課金対象通告値」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により連系線利用計画等の値を減少するときは、変更賦課金の対象としない。但し、第 3 号は、連系線利用者が、連系線利用計画の変更又は通告変更を行った翌日から第 3 営業日以内に、変更理由（本機関の指示に伴う変更の場合は除く。）の説明資料を本機関に提出し、本機関が認めた場合に限る。

一 業務規程第 152 条に定めるマージンを使用する連系線利用計画等の値を減少するとき

二 業務規程第 153 条に定める運用容量拡大分又は運用容量を超過して連系線を使用する連系線利用計画等の値を減少するとき

三 業務規程別表 10-5 で変更賦課金の対象外とする理由により連系線利用計画等の値を減少するとき

（変更賦課金の対象となる電力量）

第 227 条 変更賦課金の対象となる電力量（以下「変更賦課金対象電力量」という。）は、次の各号に掲げるところにより、計画潮流の断面毎に算定する。

一 計画変更賦課金の対象となる電力量 受給日の 7 日前の 17 時時点における賦課金対象利用計画に対する受給日の前日の 12 時時点における賦課金対象利用計画の電力量の減少量のうち、受給日の 7 日前の 17 時時点における賦課金対象利用計画の 10 パーセントを超えた部分の電力量

二 通告変更賦課金の対象となる電力量 受給日の前日 17 時時点における賦課金対象通告値に対する実需給断面における賦課金対象通告値の電力量の減少量のうち、受給日の前日 17 時時点における賦課金対象通告値の 10 パーセントを超えた部分の電力量

2 本機関は、賦課金対象利用計画等を有する者（以下「賦課金対象利用者」という。）が存する供給区域の一般送配電事業者に、変更賦課金対象電力量を通知する。

（変更賦課金の賦課）

第 228 条 一般送配電事業者は、変更賦課金対象電力量について、本機関か

ら通知を受けたときは、変更賦課金対象電力量に変更賦課金単価を乗じた金額を、賦課金対象利用者に賦課する。

## 第 1 2 章 作業停止計画の調整

(一般送配電事業者による作業停止計画の調整)

第 2 2 9 条 一般送配電事業者は、業務規程別表 1 1 - 1 に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。但し、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない（以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、本章において「調整対象作業停止計画」という。）。

- 2 電気供給事業者（一般送配電事業者を除く。本章において、以下同じ。）は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実にし、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。

(作業停止計画の原案の提出)

第 2 3 0 条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備（一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、本章において同じ。）の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表 1 2 - 1 で定める期日までに、別表 1 2 - 2 に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。

- 2 一般送配電事業者は、業務規程第 1 5 7 条第 2 項に基づき、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の原案の送付を受ける。
- 3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者と予め合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。
- 4 作業停止計画提出者は、第 1 項及び前項に掲げる作業停止計画において、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 作業の開始及び終了の予定日時
  - 二 電力設備の作業停止の内容
  - 三 その他作業停止計画の調整に必要な項目

別表 1 2 - 1 一般送配電事業者への作業停止計画の提出期日（※ 1、※ 2）

	年間計画 (翌年度・翌々年度)	月間計画 (翌月・翌々月)	各計画の変更・ 計画外作業停止
原案	毎年 1 0 月末頃	毎月 1 日頃	不定期 (速やかに)
調整案	毎年 1 2 月末頃	毎月 1 0 日頃	
最終案	毎年 2 月中旬	毎月中旬	

- ※ 1 電力設備の作業停止計画については、当該電力設備の存する供給区域の一般送配電事業者と作業停止計画提出者が協議の上、提出期日を別途定めることができる。
- ※ 2 本機関を通じて一般送配電事業者へ作業停止計画を提出する場合には、別途本機関が定める期日までに、本機関に対して、作業停止計画を提出しなければならない。

別表 1 2 - 2 作業停止計画の提出者及び提出先

対象設備	計画提出者	提出先
流通設備の 作業停止計画	作業停止計画提出者	流通設備の存する供給区域の 一般送配電事業者
発電設備の 作業停止計画	発電計画提出者	本機関

(作業停止計画の対象となる電力設備)

第 2 3 1 条 作業停止計画の対象となる電力設備は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 発電機
- 二 母線、主要変圧器、開閉器、計器用変流器、計器用変圧器、避雷器及び調相設備
- 三 電線路
- 四 系統保護継電器、機器保護継電器及び中性点接地装置
- 五 電力系統の監視、制御、保護等に必要な情報を伝送する通信設備
- 六 その他電力系統の運用に影響を与える設備

(本機関に対する作業停止計画の提出)

第 2 3 2 条 一般送配電事業者は、第 2 3 0 条第 1 項又は第 2 項により、作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画（当該一般送配電事業者の作業停止計画に関するものを含む。）を速やかに本機関に提出する。

(調整対象作業停止計画の原案の調整)

第233条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の原案について、当該調整対象作業停止計画を提出した作業停止計画提出者及び当該調整対象作業停止計画により連系線利用計画又は発電計画に影響を受ける発電計画提出者その他関係する電気供給事業者（以下「関係電気供給事業者」という。）の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の原案の見直しを求める。

2 一般送配電事業者は、必要に応じて、第230条第3項に基づく作業停止計画の原案の提出前に、事前調整を行うことができる。

(作業停止計画の調整案の提出・取りまとめ)

第234条 作業停止計画提出者は、第230条第1項に準じ、業務規程第158条第1項及び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、原案から調整された作業停止計画の調整案を提出する。

2 一般送配電事業者は、第230条第2項に準じ、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の調整案の送付を受ける。

3 一般送配電事業者は、前各項により、作業停止計画の調整案を受け取ったときは、第232条に準じ、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。

(調整対象作業停止計画の調整案の調整)

第235条 一般送配電事業者は、調整対象作業停止計画の調整案について、関係電気供給事業者の意見を聴取し、作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行い、必要に応じて、調整対象作業停止計画の調整案の見直しを求める。

(作業停止計画の最終案の提出、承認)

第236条 作業停止計画提出者は、第230条第1項に準じ、業務規程第160条第2項及び前条の調整を踏まえ、別表12-1に定める期日までに、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案を提出する。

2 一般送配電事業者は、第230条第2項に準じ、本機関が発電計画提出者から提出を受けた電力設備の作業停止計画の最終案の送付を受ける。

3 一般送配電事業者は、前各項により作業停止計画の最終案を受け取ったときは、第232条に準じて、広域連系系統等の作業停止計画を本機関に提出する。

4 一般送配電事業者は、第1項及び第2項により調整対象作業停止計画の最終案を受け取ったときは、これを承認する。

(承認された作業停止計画に関する情報の提供等)

第237条 一般送配電事業者は、業務規程第162条第1項により、本機関から本機関が承認した広域連系系統等の作業停止計画の送付を受ける。

2 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が承認した対象の作業停止計画を、作業停止計画提出者に通知し、必要な情報を提供しなければならない。

(広域調整作業停止計画の調整案に対する再調整の申出)

第238条 次の各号に掲げる連系線利用者及び発電計画提出者は、業務規程第159条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整を申し出ることができる。

- 一 広域連系系統等の作業停止計画により、連系線利用計画に影響が生じる連系線利用者
- 二 広域連系系統等の作業停止計画により、発電計画に影響が生じる発電計画提出者

(作業停止計画の不調時の対応)

第239条 一般送配電事業者は、調整後の広域連系系統等（広域調整対象作業停止計画は除く。）の作業停止計画について、関係電気供給事業者との作業停止計画の調整が困難な場合には、本機関に対し、不調の解決に向けた対応の依頼を行うことができる。

(作業停止計画の提出の省略)

第240条 作業停止計画提出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、作業停止計画の原案、調整案及び最終案の提出を省略することができる。

- 一 翌年度分年間計画の原案について、前年度に確定した翌々年度分年間計画からの変更がないとき
- 二 月間計画の原案について年間計画からの変更がないとき
- 三 調整案について、原案からの変更がないとき
- 四 最終案について、調整案からの変更がないとき

2 前項により、作業停止計画提出者が作業停止計画の提出を省略した場合は、一般送配電事業者は、当該作業停止計画提出者の調整対象作業停止計画に変更がないものとして、当該作業停止計画の調整を行う。

(作業停止計画の変更及び追加)

第241条 作業停止計画提出者は、作業停止計画の年間計画又は月間計画の

承認以降、需給状況及び系統状況の変化並びに突発的な設備異常等により、やむを得ない年間計画又は月間計画の変更（取りやめを含む。以下同じ。）又は追加（計画外の作業停止を含む。以下同じ。）がある場合には、その理由を付して、第230条第1項に準じて、変更後の作業停止計画（以下「作業停止変更計画」という。）を一般送配電事業者に提出する。

- 2 作業停止計画提出者は、作業停止計画の原案の提出から最終案の承認までの間であっても、当該事業者が最後に提出した作業停止計画の原案、調整案又は最終案の変更又は追加が必要となったときは、その理由を付して、第230条第1項に準じて、速やかに作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。
- 3 一般送配電事業者は、前各項により広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取った場合には、第232条に準じて、本機関に提出する。
- 4 一般送配電事業者は、調整対象の作業停止変更計画を受け取ったときは、第233条に準じて調整を行い、必要に応じ、作業停止変更計画の見直しを求める。
- 5 一般送配電事業者は、前項の調整後、調整対象の作業停止変更計画を第236条第4項に準じて承認する。

（緊急時の作業停止計画の調整の省略）

第242条 一般送配電事業者及び電気供給事業者は、人身の安全又は設備保全上の理由により緊急を要する場合は、業務規程第157条から第166条及び本指針第230条から第241条の作業停止計画の調整の手続を行わず、直ちに關係する電力設備を停止することができる。

- 2 作業停止計画提出者は、前項により電力設備が緊急停止した場合において、当該電力設備の停止が継続するときは、第230条第1項に準じて、速やかに調整対象の作業停止変更計画を一般送配電事業者に提出する。
- 3 一般送配電事業者は、前項において広域連系系統等の作業停止変更計画を受け取ったときは、第232条に準じて、本機関に提出する。

（作業実施の手続）

第243条 一般送配電事業者及び作業を実施する電気供給事業者は、作業事故、供給支障等を生じさせることのないよう、第191条に定めるところにより、相互に協調して作業停止に伴う電力設備の運転を行わなければならない。

- 2 一般送配電事業者と作業を実施する電気供給事業者は、作業停止の実施に際して、作業停止の開始時刻及び終了時刻を相互に確認する。

- 3 一般送配電事業者は、作業を中止する場合、作業開始を見合わせる場合又は作業期間を延長する場合には、作業を実施する電気供給事業者とその内容及び理由を相互に確認する。
- 4 一般送配電事業者は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、本機関に設備の停止及び使用の状況を報告する。

(作業停止計画の調整における考慮事項)

第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項（一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。）を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。

- 一 公衆安全の確保
- 二 作業員の安全確保
- 三 電力設備の保全
- 四 作業停止期間中の供給信頼度
- 五 作業停止期間中の調整力
- 六 作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力
- 七 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画
- 八 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避
- 九 作業停止期間の短縮及び作業の効率化
- 十 電気供給事業者間の公平性の確保
- 十一 複数の連系線の同時期の停止の回避

- 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うにあたっては、発電機の出力の増加又は抑制によって流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電機を選定しなければならない。



## 第13章 系統情報の公表

(系統情報の公表)

第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。

- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの

2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるところによる。

3 電気事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。

(事業者の要請に基づく情報の提示)

第246条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、前条第1項各号に該当する情報を除き、別表13-2に定める情報を提示する。

2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表13-2に定めるところによる。

3 一般送配電事業者及び送電事業者は、第1項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- 一 閲覧者の事前登録
- 二 閲覧目的の明確化
- 三 秘密保持契約の締結
- 四 その他提示する情報の保護のために必要な措置

別表 1 3 - 1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期

情報項目	公表の手段	公表時期
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	都度
(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画 (※1)	同上	同上
(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図 (特別高圧以上) (※2)	一般送配電事業者のウェブサイト	同上
(d) 需給関連情報 (需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日 18 時頃 当日：当日 9 時頃
(e) 需給関連情報 (電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日 (※3) の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
(f) 需給関連情報 (需給実績) ・供給区域の需要実績 (1 時間値) ・供給区域の供給実績 (電源種別、1 時間値)	同上	四半期毎
(g) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報 (※4) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由 (「下げ調整力不足」などの要因)	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

(※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。

(※2) 系統情報ガイドラインによる。

(※3) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。

(※4) 公表する事項は、FIT法施行規則 (平成 24 年 6 月 18 日経済産業省令第 46 号) に準ずる。

(注) 送電事業者は、(a) 及び (b) のみを公表するものとする。但し、(a) については系統運用ルールを除く。

別表 1 3 - 2 一般送配電事業者及び送電事業者が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、時期

情報項目	提示手段	提示時期
(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等 <sup>(※1)</sup> への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度
(b) 系統アクセス情報 (特別高圧) ・地内系統 (連系線を除く一般送配電事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。) の送電系統図 (送電線、変圧器等の容量を含む。) (但し、別表 1 3 - 1 (b) (c) により公表する情報を除く。) ・地内系統の潮流図 (予想及び実績) ・地内系統の作業停止計画 (計画及び実績) ・地内系統の設備定数 (送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画 (但し、別表 1 3 - 1 (b) により公表する情報を除く。) ・地内系統の停電実績 (但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等 <sup>(※1)</sup> の店頭での閲覧 <sup>(※2)</sup> 、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上
(c) 系統アクセス情報 (高圧) ・配電系統図 (配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線 (系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。) の潮流 (予想及び実績) ・希望配電線の設備定数 (配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績 (但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。)	同上	同上

※1 具体的には、一般送配電事業者及び送電事業者の情報公表ルールで定める。

※2 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。

## 第14章 需要者スイッチング支援

(スイッチング支援システム)

第247条 スwitchング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者及び高圧需要者並びに低圧FIT電源（FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。）を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。

- 一 供給地点特定番号検索（高圧需要者に係るものを除く。）
- 二 供給地点設備情報照会（高圧需要者に係るものを除く。）
- 三 使用量情報照会（低圧FIT電源に係るものを除く。）
- 四 託送等異動業務（高圧需要者、低圧FIT電源の再点及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。）
- 五 スwitchング廃止取次（低圧FIT電源に係るものを除く。）
- 六 業務処理状況照会
- 七 小売電気事業者情報照会

2 本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。

- 一 低圧需要者 標準電圧が100ボルト又は200ボルトで受電する需要者をいう。
- 二 高圧需要者 標準電圧が6000ボルトで受電する需要者のうち、契約電力が500キロワット未満の需要者をいう。
- 三 特別高圧需要者 標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者

3 本章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。

(一般送配電事業者による連携システムの開発)

第248条 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムと連携し、スイッチング支援対象業務を実施するために必要となるシステムを開発し、運用しなければならない。

(システム利用規約の遵守等)

第249条 スwitchング支援システムを利用する小売電気事業者及び需要抑制契約者は、本機関が策定するシステム利用規約を遵守しなければならない。

(供給地点特定番号検索)

第250条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。

2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、供給地点特定番号の照会を行うことができる。

(供給地点設備情報照会)

第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。

(使用量情報照会)

第252条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。

2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、需要者の委任を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。

3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会にあたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。

4 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者及び需要抑制契約者が需要者の委任を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。

5 一般送配電事業者は、需要者本人から使用量情報照会を受けた場合には、小売電気事業者又は需要抑制契約者を通じて、当該照会を受けた需要者に対し使用量情報を提供する。

(託送等異動業務)

第253条 託送等異動業務の具体的内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 託送供給契約の切替え
- 二 需要者の移転等に伴う電気の使用の開始(以下「再点」という。)
- 三 需要者又は発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用又は発電の停止(以下「廃止」という。)
- 四 契約電流の変更(以下「アンペア変更」という。)
- 五 需要者及び発電者の情報の変更

(託送供給契約の切替え)

第254条 小売電気事業者は、需要者が現に他の小売電気事業者(以下「現小売電気事業者」という。)から電気の小売供給を受けている場合において、当該需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約(以下「小売供給契約」という。)を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み(以下「スイッチング開始申込み」という。)を行う(以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。)

2 現小売電気事業者は、需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合において、当該需要者との間で小売供給契約を解約する旨を合意したときは、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、託送供給契約の切替えに応じる旨の申込み(以下「スイッチング廃止申込み」という。)を行う。

3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。但し、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。

- 一 スマートメータの取替えが未了の場合 マッチング日から起算して8営業日に2暦日を加えた日
- 二 スマートメータに取替えが完了している場合 マッチング日から起算して1営業日に2暦日を加えた日

(再点の申込み)

第255条 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイ

スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日（以下「再点日」という。）から託送供給を行うよう申込み（以下「再点申込み」という。）を行う。

- 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて遡る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。
- 3 前項但書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。

（廃止申込み）

第256条 小売電気事業者は、需要者との間の小売供給契約を解約する旨を合意した場合（需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合を除く。）には、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した後速やかに、小売供給を停止する日（以下「廃止日」という。）から託送供給を停止するよう申込み（以下「廃止申込み」という。）を行う。

（アンペア変更）

第257条 小売電気事業者は、需要者からアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに需要者からアンペア変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。

（需要者情報変更）

第258条 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。

- 2 一般送配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。

(同一供給地点におけるアンマッチの解消)

第259条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合(以下「アンマッチ」という。)は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。

- 一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合
- 二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合
- 三 廃止中の供給地点において、電気を使用していることが明らかな場合にあって、電気の使用を開始した日と異なる日を再点日として、再点申込みがなされた場合

2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合には、一般送配電事業者からの協議に応じ、一般送配電事業者とともにアンマッチの解消に努める。

(スイッチング廃止取次)

第260条 新小売電気事業者は、需要者の委任を受けたときには、スイッチング支援システムを通じて、現小売電気事業者に対して、当該需要者と現小売電気事業者との間の小売供給契約(以下「現小売供給契約」という。)の解約の取次(以下「スイッチング廃止取次」という。)を行うことができる。

2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に対し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。

- 一 現小売供給契約に係る契約番号
- 二 現小売供給契約に係る契約名義
- 三 需要者の住所

3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。但し、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。

4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。但し、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。

5 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次を承諾しない旨を回答した場合は、新小売電気事業者からの申出に応じ、その承諾しない理由について説明しなければならない。



6 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に際し、取得した情報は、廃止取次の申込日から、少なくとも3か月間、次の各号に掲げる申込方法に応じ、次の各号に定める方法により適切に保管する。

- 一 書面による申込み 申込書類を紙又は電子データ
- 二 電話による申込み 音声データ又は受付票を紙又は電子データ
- 三 インターネットによる申込み Web申込フォーム等のシステム入力データ

(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)

第261条 新小売電気事業者は、需要者からスイッチング廃止取次の委任を受けようとする場合には、需要者に対して、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと
- 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること
- 三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること
- 四 需要者の都合によりスイッチングを取り止めることとなった場合、需要者はスイッチング希望日より前に、新小売電気事業者に対しその旨を申し出る必要があること。

(業務処理状況の照会)

第262条 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、当該小売電気事業者がスイッチング支援システムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。

(小売電気事業者の情報の照会)

第263条 小売電気事業者は、本機関に登録されている小売電気事業者の事業者コード、小売電気事業者名、連絡先等を照会することができる。

(スイッチング支援システムの利用)

第264条 小売電気事業者は、スイッチング支援システムが利用可能な場合においては、同システムを利用して、スイッチング支援対象業務を行わなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイ

ッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。

(目的外利用の禁止)

第265条 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、スイッチング支援システムを通じて取得した情報について、当該情報を取得した目的以外の用途で利用してはならない。

(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)

第266条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。但し、第254条、第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用しない。

## 第15章 緊急時の対応

(緊急時の対応)

第267条 電気事業者は、大規模災害等の緊急時には、本機関が定める防災業務計画に基づき、本機関及び他の電気供給事業者と連携し、大規模災害等への対応を行わなければならない。

2 電気事業者は、本機関が定める防災業務計画に基づく態勢の発令の通知を受けたときは、本機関及び他の電気供給事業者と連携し、復旧等に協力しなければならない。

3 電気事業者は、平時より、大規模災害等の緊急時に備え、本機関が定める防災業務計画に基づき、次の各号に掲げる対応を行わなければならない。

- 一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること
- 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること

4 電気事業者に該当しない電気供給事業者は、防災に係る業務の遂行に関し、前各項に準じた対応を行うよう努める。

## 第16章 電力需給等に関する情報の提供

(電力需給等に関する情報の本機関への提出)

第268条 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第181条の年次報告書を作成するため、本機関に対し、毎年8月末日までに、次の各号に掲げる事項に関する前年度の実績を報告しなければならない。

一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績(但し、離島における周波数の実績は除く。)

ア 0.1ヘルツ以内

イ 0.2ヘルツ以内

ウ 0.3ヘルツ以内

エ 0.3ヘルツ超

二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第45条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率

三 停電に関する実績 電気関係報告規則(昭和40年6月15日通商産業省令第54号。「電気関係報告規則」という。)に基づき作成した事故発生箇所別供給支障事故件数及び需要家停電統計の情報

四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考える事項

2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第45条に基づき記録し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析にあたって必要となる情報を提供しなければならないものとする。

別表16-1 電圧の維持すべき値

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

## 第17章 その他

(事業者コード等の申請)

第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等、連系線利用計画及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。

- 一 事業者コード 事業者名を特定する番号
- 二 系統コード 発電所の地点等を特定する番号
- 三 バランシンググループ(BG)コード BGを特定する番号
- 四 計画提出者コード 発電販売計画等を提出する事業者を特定する番号
- 五 発電計画・販売計画コード 発電販売計画等の基本情報を特定する番号
- 六 需要計画・調達計画コード 需要調達計画等の基本情報を特定する番号
- 七 需要抑制計画コード 需要抑制計画等の基本情報を特定する番号
- 八 利用計画コード(申込番号) 連系線利用計画を特定する番号

2 本機関は、前項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。

(情報セキュリティ対策)

第270条 電気事業者及び需要抑制契約者は、スイッチング支援システムの利用に係る個人情報保護対策その他の情報セキュリティ対策を確実に実施するとともに、本機関からの情報提供等に対応し、適宜情報セキュリティ対策を見直さなければならない。

## 附則

(施行期日)

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

(平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による一般電気事業者に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)

第2条 平成26年度までに接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれず、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が第111条に定める規模以上となる場合には、第76条に準じて、一般電気事業者に対し電源接続案件募集プロセスの申込みを行うことができるものとする。

(平成27年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

第3条 特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、業務規程第23条及び同規程附則第4条に基づき平成27年度供給計画の案を本機関へ提出する際は、本機関が定め、本機関のウェブサイトにおいて公表する様式に基づき、電子データで提出するものとする。

2 特定電気事業者及び特定規模電気事業者が前項により本機関へ提出する供給計画の案及び経済産業大臣に届けなければならない供給計画は、次の各号に定める期限までに本機関に提出するものとする。

一 供給計画の案 平成27年4月15日

二 供給計画 平成27年4月24日

(マージンの利用の暫定措置)

第4条 業務規程第82条に掲げるシステム構築が完了するまでの間のマージン利用計画の扱いは、次の各号に定めるところによる。

一 マージンの一部の利用を可能とする連系線

マージンの一部の利用を可能とする連系線は、業務規程別表9-1に掲げる東京中部間連系設備及び北海道本州間連系設備に限る。

二 マージン利用計画の値

ア マージン利用計画の値は、昼間帯及び夜間帯ごとに一定値とする。

イ 週間計画におけるマージン利用計画の値は、月間計画における値と同一とする。

三 マージン利用計画の変更

ア 業務規程第69条に定める週間計画の更新以降、受給日の2営業日前の

12時までは、マージン利用計画は変更することができない。但し、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更又は発電トラブルによる変更の場合はこの限りでない。

イ 受給日の1営業日前の11時から前日の12時までの間にマージン利用計画の変更を希望する場合には、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更として、その変更計画を提出する。

(事業者コード、系統コードの継承)

第5条 託送供給利用事業者が本機関の成立の日の前日までに取得している事業者コード及び系統コードについては、本機関の成立後もその効力を有する。

#### 附則（平成27年8月31日）

(施行期日)

本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

#### 附則（平成28年4月1日）

(施行期日)

第1条 本指針は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

(平成28年度供給計画の案及び供給計画の本機関への提出)

第2条 平成28年度の供給計画の案及び供給計画の提出期限は、第9条の2及び第9条の3の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。

一 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に伴い送電事業者、特定送配電事業者、小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)及び発電事業者となる者

ア 供給計画の案 平成28年4月13日

イ 供給計画 平成28年4月27日

二 電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年6月18日法律第72号)の施行に伴い一般送配電事業者となる者

ア 供給計画の案 平成28年5月16日

イ 供給計画 平成28年5月30日

(高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置)

第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第72号）が施行される日から起算して6か月の間、第264条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。

2 一般送配電事業者は、前項に掲げる期間においては、第264条第2項の規定にかかわらず、小売電気事業者からのスイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要する。

(同時同量に関する特別措置)

第4条 実同時同量の契約者は、第138条の規定にかかわらず、供給区域ごとに、別表1及び別表2に定めるとおり、需給計画及び発電計画を作成し、本機関に提出しなければならない。

2 前項の需給計画には、合理的な予測に基づく需要の想定及び当該需要に対応した供給力の確保の計画を記載しなければならない。

3 実同時同量の契約者は、業務規程第137条で定める送電可否判定において、同条第1項で連系線希望計画の一部を送電可能と判定する旨を希望したものとして取り扱う。

4 第143条に定める一般送配電事業者への追加資料の提出及び第144条に定める計画値の変更については、実同時同量の契約者が需給計画及び発電計画の提出する場合に準用する。

5 実同時同量の契約者が、連系線利用計画の年間計画及び月間計画を提出するときは、各月又は各週の平日及び休日単位で計画提出を行い、本機関において日別の計画値に変換する。

(リプレース案件系統連系募集プロセスの適用)

第5条 本指針の第7章第3節は、費用負担ガイドラインの公表日（平成27年11月6日）以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。



別表1 需給計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画	
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※1)	随時	
提出内容	需要電力	各月 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 需要電力の 最大値及び 最小値	日別の 需要電力の 最大値と予 想時刻及び 最小値と予 想時刻	30分ごと の需要電力 量	30分ごと の需要電力 量
	供給電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力	需要電力に 対する供給 電力

別表2 発電計画の提出

提出する計画	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
提出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週火曜日	毎日 午前12時 (※1)	随時
提出する 発電地点別 発電計画	各月 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	各週 平休日別の 供給電力の 最大値及び 最小値	日別の 供給電力の 最大値と予 想時刻及び 最小値と予 想時刻	30分ごと の供給電力 量	30分ごと の供給電力 量

(※1) 提出日が休業日の場合も含む。

#### 附則（平成28年7月11日）

（施行期日）

第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

（需給関連情報（需給実績）の公表）

第2条 一般送配電事業者は、別表13-1（f）に定める需給関連情報（需給実績）の公表については、一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。

#### 附則（平成28年10月18日）

（施行期日）

本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

#### 附則（平成29年4月1日）

（施行期日）

第1条 本指針は、平成29年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（北海道風力実証試験の実施）

第2条 北海道地域内における風力発電導入拡大に向けた実証試験（平成23年9月30日 北海道電力株式会社、東北電力株式会社及び東京電力株式会社公表。以下「北海道風力実証試験」という。）に関係する一般送配電事業者は、北海道風力実証試験が終了するまでの間、設定されたマージンの範囲内において、北海道風力実証試験を実施する。